

業務用電子計算機システム用機器借上げ及 び運用支援業務

民間競争入札実施要項（案）

平成 28 年 月

独立行政法人大学入試センター

目次

1 趣旨	- 1 -
2 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の詳細な内容及びその実施に 当たり確保されるべき質に関する事項	- 1 -
3 実施期間に関する事項	- 5 -
4 入札参加資格に関する事項	- 5 -
5 入札に参加する者の募集に関する事項	- 6 -
6 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務を実施する者を決定するための 評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	- 8 -
7 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務に関する従来の実施状況に関 する情報の開示に関する事項	- 10 -
8 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の請負者に使用させることが できる当センターが有する財産に関する事項	- 10 -
9 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務請負者が、当センターに対して 報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実 施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項	- 11 -
10 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務請負者が本業務を実施するに 当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が 負うべき責任に関する事項	- 15 -
11 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務に係る法第7条第8項に規定 する評価に関する事項	- 15 -
12 その他業務の実施に関し必要な事項	- 16 -

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2 機密保持に関する誓約書

別紙3 組織図

別紙4 業務フロー図

別添1 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務仕様書

別添2 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務総合評価基準書

参考 システム構成図

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人大学入試センター(以下「当センター」という。)は「公共サービス改革基本方針」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本件業務の概要

民間事業者が実施する本件業務の内容は次のとおりであり、その詳細は別添 1「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務仕様書(以下「調達仕様書」という。)」を基本とする。

ア システムの概要

システムの概要は調達仕様書の「第 2 章 2.2. 業務システムの概要」のとおり。

イ 業務内容

- (1) サーバ等機器の賃貸借及びソフトウェアの調達(ライセンス契約)を、リース契約を代行して行うこと。なお、提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアにより応札する場合には、要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。
- (2) サーバ等機器の設置を行うこと。なお、搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続に要するすべての費用は本調達に含まれる。
- (3) OSやソフトウェアのインストール、設定、動作確認を行うこと。
- (4) 導入した業務システムの運用上必要な運用手引書(マニュアル)を作成すること。
- (5) サーバ等機器及びソフトウェアの保守を行うこと。
- (6) 現行のシステムからデータ等を移行すること。
- (7) 設定情報、マニュアル等の成果物を納品すること。
- (8) 解約及び借入期間満了時に借入物品を撤去すること。なお、撤去に要するすべての費用は本調達に含むものとする。

なお、本調達は、日常のバックアップ運用やヘルプデスク対応は行わず、運用管理業者(ヘルプデスク)を支援するものである。

ウ 請負業務の引継ぎ

(1) 現行請負者又は当センターからの引継ぎ

当センターは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者（又は当センター）から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、当センターの負担となる。

(2) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当センターは、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。

(2) 確保されるべき対象業務の質

ア 業務内容

2 (1) イ「業務内容」に示す業務を適切に実施すること。

イ システムの稼働率

稼働率は98%以上とし、稼働率は以下の計算式により算出する。

稼働率 (%) =

$$\{1 - (1 \text{ か月の停止時間}) \div (1 \text{ か月の稼働予定時間})\} \times 100$$

(1 か月の稼働予定時間は計画停電等を除く)

※ 稼働にかかる判断基準として、監視サービスによる稼働確認のコマンドには応答しているが、実際にはサービスが停止している場合については、サービスが停止していると判断する。

ウ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

エ 業務用電子計算機システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

オ 目標復旧時間

主要サービスの稼働率を踏まえたサービスごとの目標復旧時間は1か月当たり120分程度であること。

カ サーバ内データの定時バックアップ

運用スケジュールの中で自動的に実行される定時バックアップは、定時バックアップ率として、各月ごとに100%を維持すること。

キ ウイルス定義ファイルの更新

ウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルについて、ベンダー

からのリリース後 24 時間以内に適用されていること。

ク サービスレベルアグリーメント (Service Level Agreement) の締結
本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、上記イ～キに示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント (SLA) を締結する。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上 (包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等) に努めるものとする。

ア LAN の運用管理業務の実施全般に対する提案

請負者は、別途定める様式に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 事業内容に対する改善提案

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案 (コスト削減に係る提案を含む) がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当センターは、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から 40 日以内に、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当センターは、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当センターに提出するものとする。業務改善報告の提出から 1 か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当センターは、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

ウ 減額措置

「2 (2) 確保されるべき対象業務の質」において締結する SLA について達成できなかった場合、当センターは月額支払額に下表に示す減額率を乗じて得た金額 (1 円未満切捨) を 1 か月ごとに支払額から減額して支払うものとする。

達成度合い	減額率	条件
A	0	全SLA項目で設置目標額を達成
B	2%	設定目標値を達成できないSLA項目が2つまで
C	5%	設定目標値を達成できないSLA項目が4つまで
D	10% (満額)	設定目標値を達成できないSLA項目が5つ以上

ただし、請負者の責めに帰すべき理由によりSLAを達成できなかった場合に限る。

(1) 無償による対応

請負者の責によりSLAが遵守できなかった場合、その改善策（手続き見直し、仕組み・ツールの導入、試験・検証など）の検討・実施を必須とし、必要とする作業は請負者の負担により無償で行うこと。

(2) SLAの評価期間

SLAの遵守については、稼働開始日からとする。ただし、支払額の変動は、サービス開始後3ヶ月目からの開始とする。

(3) サービスレベル目標値未達成が継続している場合の措置

A.損害賠償請求

原因が請負者にありSLAの遵守率が著しく低く、サービス品質の改善の見込みがない場合、別途、契約金額を上限とした損害賠償を課す場合がある。SLAの遵守率が著しく低いと判断する達成度合いの継続期間及び回数は、以下のとおりとする。

- ・「達成度合いD」の状況が、「3ヶ月以上連続」、「年間4回以上」、及び「稼働期間の通算で12回以上」のいずれか
- ・「達成度合いC」の状況が、「5ヶ月以上連続」、「年間6回以上」、及び「稼働期間の通算で18回以上」のいずれか
- ・障害発生等のために、業務遂行不可能な状況により、減額措置の10%を上回る規模の損害が発生した場合

B.入札資格の剥奪

特に、上記「A」の状況にいたる場合は、当センターの要求する品質のサービスレベルを提供する能力がないものと判断し、受注者としての資格の一定期間の剥奪、契約の解除、更には次回契約更改時の入札資格停止等のペナルティを課すこともある。

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当センターが負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、平成28年8月1日から平成33年7月31日までとする。

表1 本件業務の引継ぎ等スケジュール

	平成28年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本件業務（業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務）	契約締結		引継及び設置・移行		貸借・保守及び運用支援 ※	
現行契約による業務	現行契約による貸借・保守業務			引継		

※ 平成33年7月31日まで。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 当センター契約事務取扱規則第6条第1項に基づき、文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成27、28年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。又は、独立行政法人大学入試センター契約事務取扱規則第6条第2項の規定に基づき、契約担当役により資格を有する者として認められた者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (5) 文部科学省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (7) 調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行うCIO補佐官及びその支援スタッフ等の属する又は過去2年間に属していた事業者でないこと。または、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）でないこと。
- (8) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを

結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(7)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

（注）入札参加グループとは本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

- (9) ISMS 適合性評価制度に基づく ISMS 認証または ISO27001 認証、JISQ15001 に準拠したプライバシーマーク使用許諾及び ISO9001 認証を取得していること。
- (10) ISO20000 (ITSMS) 適合性評価制度の認証を取得している、又はこれと同等の IT サービスマネジメントシステムを確立していること。
- (11) ITIL 準拠の体系化した社内運用基準を有していること。
- (12) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく電気通信工事業及び電気工事業の許可を受けていること。
- (13) 過去 3 年以内に実施された、本件と同等の規模（利用者数：200 人以上）の案件において、本件で使用する製品と同等の製品を使用したシステムを構築（設計、開発及び導入）した実績を有すること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール

入札公示：官報公示	平成 28 年 2 月上旬
入札説明会	2 月上旬
質問受付期限	3 月下旬
資料閲覧期限	3 月下旬
提案書提出期限	3 月下旬
提案書の審査	4 月上旬
入札書提出期限	4 月中旬
開札及び落札予定者の決定	4 月中旬
契約締結	4 月下旬

（なお、従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、各サービスの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別紙 2「機密保持に関する誓約書」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。）

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、当センターにおいて入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当センタ

一に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当センターからの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提案書等

調達仕様書に示した各要求項目について具体的な提案(創意工夫を含む。)を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

ウ 下見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

エ 入札書

入札金額(契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額)を記載した書類。

※消費税率については、入札時の税率に応じて適宜修正する。また、入札参加者ごとに税率の想定が異なることを避けるため、具体的に明示すること。

オ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

カ 競争参加資格審査結果通知書の写し

当センター契約事務取扱規則第6条第1項に基づき、文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成27、28年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること(「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。)を証明する審査結果通知書の写し

*平成28年度の競争参加資格を申請中の場合は、平成28年度の競争参加資格を申請中であることが分かる書類を提出すること。

キ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)

ケ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令(平成18年7月5日政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

コ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

サ 指名停止等に関する申出書

各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類

シ 誓約書

本請負を完了できることを証明する書類

6 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添2「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務総合評価基準書（以下「総合評価基準書」という。）」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当センターのCIO 補佐官に意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（総合評価基準書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分 = 1：1

総合評価点 = 価格点(1,000点満点) + 技術点(1,000点満点)

(2) 決定方法

調達仕様書の評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

価格点 = (1 - 入札価格 ÷ 予定価格) × 1,000点

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

- (ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として250点を与える。
- (イ) 「合格」した提案書について、技術審査職員が加点部分の評価を行う。
なお、各技術審査職員が行う加点部分の評価は、以下の評価基準に基づき点数化する。確定した採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

① 評価基準

評価	評価基準
○	提案内容が優れている。
△	提案内容が標準的である。
×	要件は満たしているが、加点すべき要素がない。

②配点表

評価	最大加点				
	10点	20点	30点	40点	50点
○	10	20	30	40	50
△	5	10	15	20	25
×	0	0	0	0	0

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

技術点 = 基礎点 (250点) + 加点 (750点)

(4) 落札者の決定

- ア 総合評価基準書に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が当センター契約事務取扱規則第 16 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、当センター契約事務取扱規則第 30 条の規定に該当する場合は、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当センターの行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
- イ 調査の結果、当センター契約事務取扱規則第 30 条の 2 の規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

(当センター契約事務取扱規則第 30 条の 2 抜粋)

契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

- ウ 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- エ 契約担当役等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

(5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当役等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

- ア 落札者が、契約担当役等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合
- イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

7 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務に関する

従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目標の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、サービス仕様書等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当センターは法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の請負

者に使用させることができる当センターが有する財産に関する事項

(1) 当センターが有する財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 業務に必要な電気設備
- イ その他、当センターと協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 請負者は、あらかじめ当センターと協議した上で、当センターの業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務請負者が、当センターに対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務請負者が当センターに報告すべき事項、当センターの指示により講じるべき措置

ア 報告等

- (ア) 請負者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当センターに提出しなければならない。
- (イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当センターに報告するものとし、当センターと請負者が協議するものとする。
- (ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当センターから報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 当センターは、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当センターの職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当センターの職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当センターは、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当センターの情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当センターが認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 請負者は、当センターから提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 請負者は、当センターの情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、別紙 2 「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。
- オ アからエまでのほか、当センターは、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

- ア 請負業務開始
請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。
- イ 権利の譲渡
請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当センターの事前の承認を得たときは、この限りではない。
- ウ 権利義務の帰属等
 - (ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
 - (イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当センターの承認を受けなければならない。
- エ 瑕疵担保責任
 - (ア) 当センターは、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後 1 年間は、請負者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て請負者の負担とする。
 - (イ) 成果物の瑕疵が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当センターは、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併

せて請求することができる。

オ 再委託

- (ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- (ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当センターの承認を受けなければならない。
- (エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当センターに対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (オ) (イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当センター及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当センターは、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき
- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当センターの組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

ク 契約の解除

当センターは、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当センターに対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当センターの定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当センターとの協議に基づき、本業務の処理が完了す

るまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(㉞) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当センターが定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当センターに損害を与えたときは、当センターに対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当センターは、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当センターから請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責・危険負担

当センター及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当センターが物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当センターと請負者との間で協議して解決する。

10 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当センターが国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当センターは請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当センターの責めに帰すべき理由が存する場合は、当センターが自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当センターの責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当センターに対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当センターは、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成32年9月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年7月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

- ア 業務用計算機システムの稼働率
月次報告書等により調査
- イ セキュリティ上の重大障害の件数
月次報告書等により調査
- ウ システム運用上の重大障害の件数
月次報告書等により調査
- エ 基準時間完了率
月次報告書等により調査
- オ 問題解決率

月次報告書等により調査
カ 当日中の回答率
月次報告書等により調査

(3) 意見聴取等

当センターは、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

当センターは、平成32年9月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を内閣総理大臣及び監理委員会に提出するに当たり、CIO補佐官及び外部有識者の意見を聴くものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の実施状況等の監理委員会への報告

当センターは、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 当センターの監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：事業部事業第三課課長補佐

検査職員：総務企画部財務課課長補佐

(3) 本業務請負者の責務

ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

エ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当センターに通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

- ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを当センターに無償で譲渡するものとする。
- イ 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当センターが承認した場合は、この限りではない。
- ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
- エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務仕様書」に示すとおりである。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
請負費等	役務	16,589	16,589	16,589
	機器・回線等料	64,056	64,056	64,056
	その他			
計(a)		80,645	80,645	80,645
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a)+(b)		80,645	80,645	80,645
(注記事項)				
<p>これまで当センターでは、業務系と事務系の全ての業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務業務を民間競争入札の対象としていた。</p> <p>今回の調達より競争性の観点から業務系の電子計算機器の借上げとヘルプデスクを除いた運用支援業務を調達するものとした。</p> <p>そのため、この金額は従来の契約から業務系(センター試験情報システム)とバックアップ等の日次運用業務、ヘルプデスク業務を除いた部分に相当する金額を算出したのものとなる。</p>				

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(受託者におけるシステム運用業務従事者)			
管理者(非常駐)	約1名	約1名	約1名
担当者(常駐)	約1名	約1名	約1名

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理者

知識・経験等は問わない。

担当者

知識・経験等は問わない。

※従来は知識・経験を特に規定つけておりませんでした。今回の調達では実施要項に記しております。

(業務の繁閑の状況とその対応)

担当者の常駐場所は電算機室となる。

大学入試センター試験の受験特別措置の申請作業を開始する9月から翌年3月までが繁忙期となる。

対策本部設営及びセンター試験各種作業環境設営支援として、作業端末の設置やネットワーク設定が主な業務となる。また、公開システムへのアクセス制限の変更依頼をうけ、対応する。

(注意事項)

今回の調達での常駐技術者は日常のバックアップ運用やヘルプデスク対応は行わず、運用管理業者(ヘルプデスク)を支援するものとなる。(別紙4業務フロー図参照)

(平成24年度) (件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
問い合わせ 受付件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害/不具合の 受付件数	0	1	3	3	5	6	4	3	1	5	1	4	36

(平成25年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
問い合わせ 受付件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害/不具合の 受付件数	5	5	2	6	4	9	4	4	2	9	7	7	64

(平成26年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
問い合わせ 受付件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害/不具合の 受付件数	9	3	3	6	3	1	4	7	6	4	3	3	52

3 従来の実施に要した施設及び設備

本省

【施設】

施設名称: 独立行政法人 大学入試センター

使用場所: 独立行政法人 大学入試センター内

【設備】

本業務に必要な什器備品(事務用机・椅子、棚、PC、電話)を設置

【常駐場所】

本業務を行う範囲において、光熱費及び通信費は無償貸与している。そのほかの備品、消耗品については、落札者が用意し、管理することとなる。

外部拠点

なし

4 従来の実施における目的の達成の程度

本業務は、大学入試センター試験関連業務を確実に実施するため、安全かつ円滑に適用し、安定的かつ効果的で確実な動作を行うことを目的としている。

①システムの稼働率

平成24年度から平成26年度までの間、システムの稼働率に関して目標値は設定していない

②運用支援業務に関する利用者満足度

平成24年度から平成26年度までの間、運用支援業務に関する利用者満足度調査は実施していない

③セキュリティ上の重大障害件数

平成24年度から平成26年度までの間、事例は発生していない。

④システム運用上の重大障害件数

平成24年度から平成26年度までの間、12件発生。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

別紙3 大学入試センター組織図のとおり。

(注記事項)

大学入試センター試験の受験特別措置の申請作業を開始する9月から翌年3月までの対応は、本センターと協議の上、その指示に従うこと。この期間においては土日祝日の対応が必要となる場合が多くある。(26年度土日祝日対応日数:11日)

機密保持誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人大学入試センター理事長 殿

組織名

職名

代表者氏名

印

本社（以下「甲」という）は、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という）からの委託業務を遂行するにあたり、以下に明記された項目について、これを遵守することを誓約致します。

記

第1条(業務遂行)

1. 甲は個別契約に定められた委託業務を善良なる管理者の注意をもって、誠実に遂行する。
2. 甲は委託業務に遂行するのに支障が生ずる恐れがある事由が発生した場合には、速やかに大学入試センターに連絡し、対策を協議する。

第2条(機密の定義)

1. 甲が守秘義務を負う機密情報とは、大学入試センターについてもしくは大学入試センターの保有する個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(法律第59号)第2条第2項に該当するものをいう。)についての機密情報をいう。ただし、個人情報を除く次の各号の情報は機密情報には該当しない。

- ①既に公知となっている情報
- ②大学入試センターが甲に公表することを承諾した情報
- ③甲が独自に開発したコンピュータ利用、データ処理についての技術情報
- ④甲が守秘義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
- ⑤個別契約の締結前に甲が既に入手していた情報

2. 上記1の機密情報には、機密情報を含む可能性があるすべての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとする。

- ①大学入試センターが提供した一切の情報
- ②上記①の複製・要約・その他二次的資料
- ③電子メール、FAX及び郵便物などの資料

第3条(禁止事項)

甲は、機密情報を機密に保持するため、次の各号に掲げる行為を行わない。

- ①機密情報を甲の担当者以外の第三者に開示すること
- ②機密情報を大学入試センターの承諾なしに原契約を履行する以外の目的に使用すること
- ③機密情報を大学入試センターの承諾なしに所定の場所より搬出すること
- ④機密情報を大学入試センターの承諾なしに複製すること
- ⑤機密情報を大学入試センターの承諾なしに廃棄、残置すること

第4条（従業員教育）

甲は、甲の担当者に対して個別契約に定める事項を十分に説明し、機密情報の保持についての教育を徹底し、これを担保するために甲の従業員との間で機密保持契約を締結するなどの策を講じる。

第5条（機密情報の返還と個人情報の消去）

甲は、個別契約に基づく作業が終了した場合、大学入試センターから提供を受けた物件をすべて返却するとともに、大学入試センターの指示により保有している個人情報を消去する。

第6条（損害賠償）

1. 甲がその責に帰すべき事由により大学入試センターに損害を与えた場合、大学入試センターは甲に対して、損害賠償の請求をすることができる。
2. 損害賠償の方法、その他の条件については大学入試センターと甲の協議の上決定する。

第7条（契約の解除）

大学入試センターまたは甲は相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方に対して文書により通知を行った後、個別契約の全部または一部を解除することができる。

- ①本誓約書に記載された項目又は個別契約に違反したとき。
- ②支払いの停止または仮差押さえ、差押さえ、競売、破産、和議開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑤相手方の責に帰すべき事由により、委託業務が著しく遅延するか、あるいは遂行不能に陥ったとき。

第8条（誓約書の有効期間）

本誓約書に定める有効期間は、誓約書が作成された日より無期限とする。

第9条（管轄裁判所）

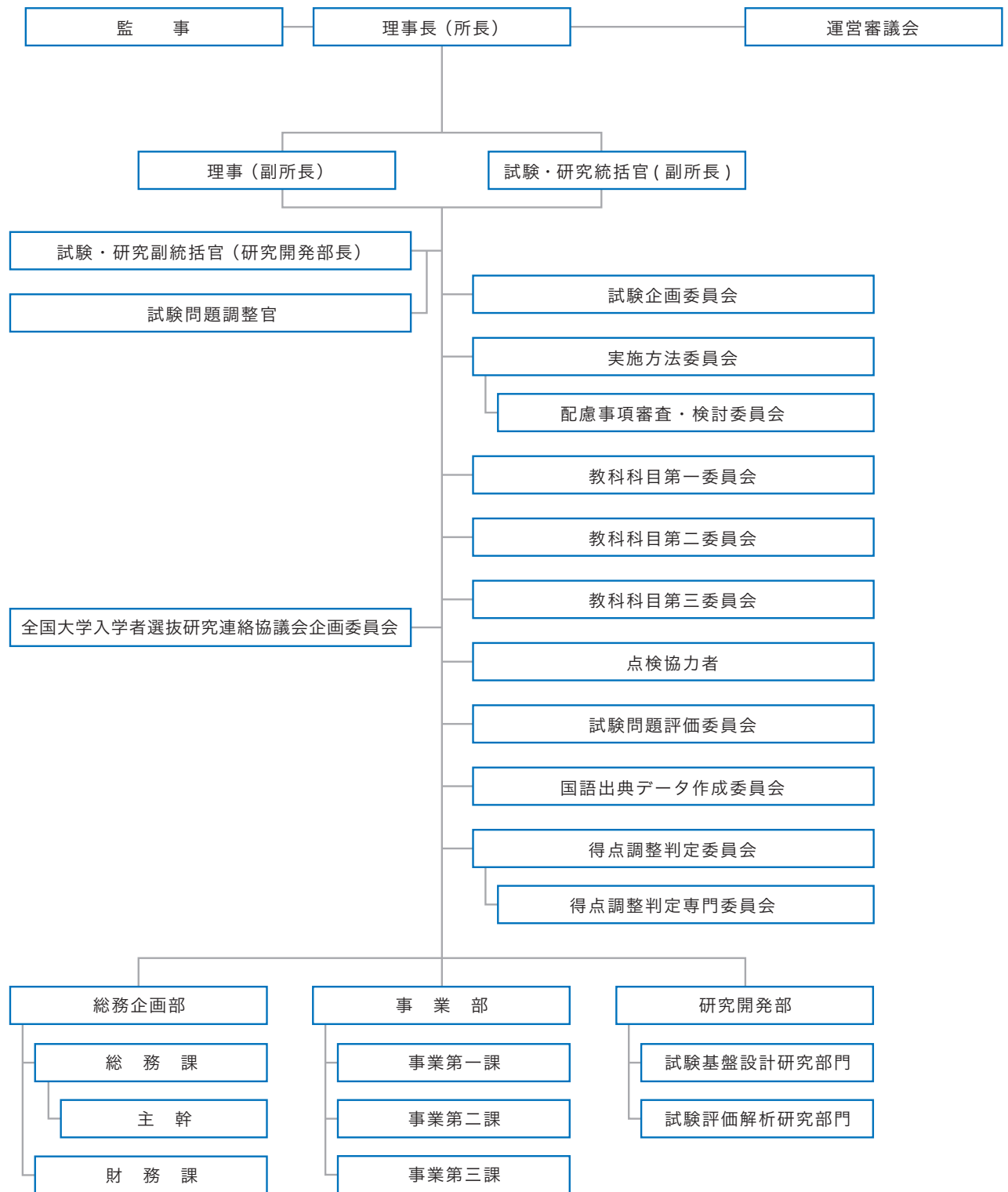
本誓約書および個別契約に関して生じた一切の紛争処理については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本誓約書に記載のない事項または解釈上の疑義については、信義誠実の原則に基づき、大学入試センターと甲の両者により協議を行い、その解決にあたるものとする。

以 上

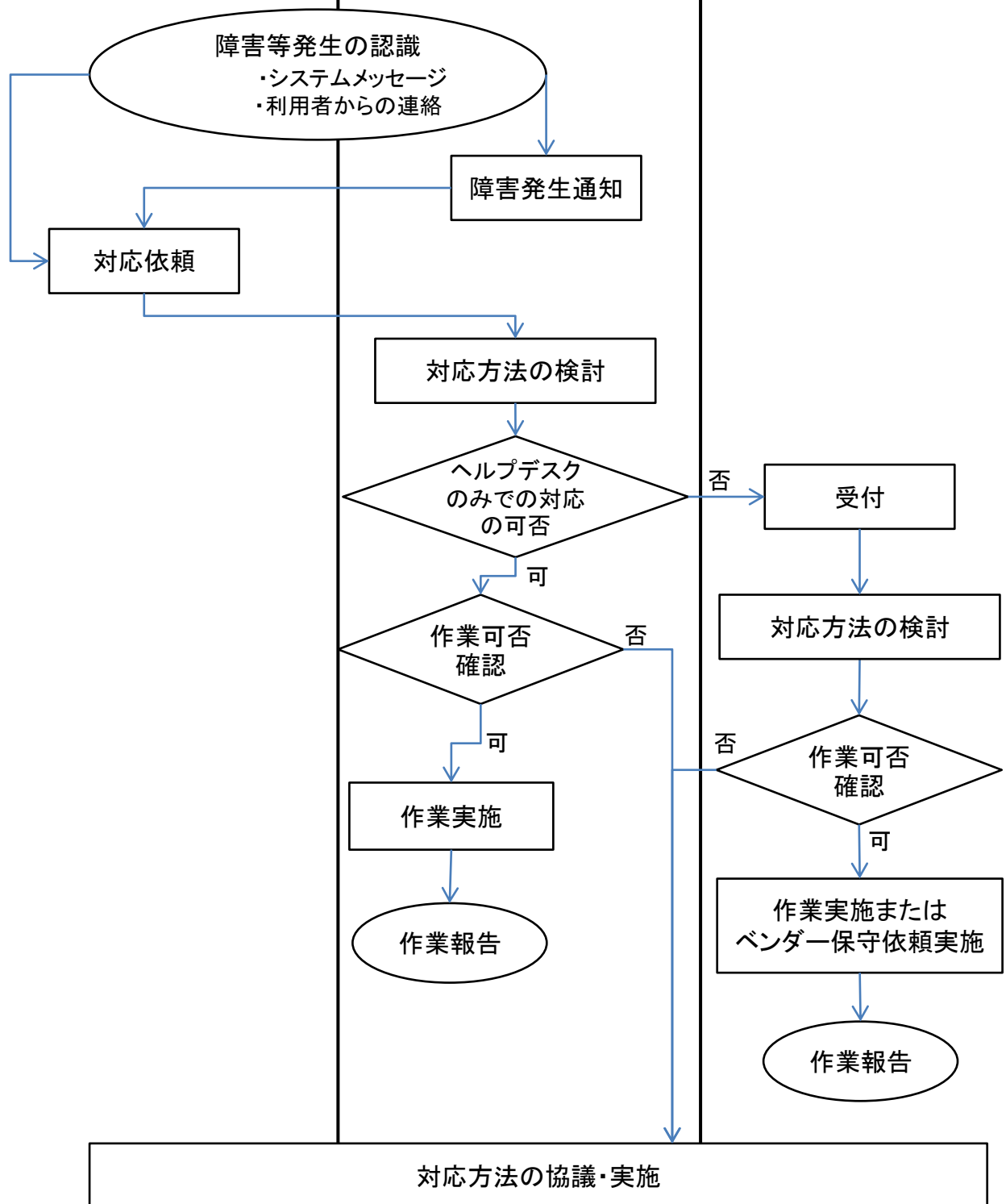
独立行政法人 大学入試センター 組織図



大学入試センター
システム担当

別途調達する
運用管理業者
(ヘルプデスク)

受注者

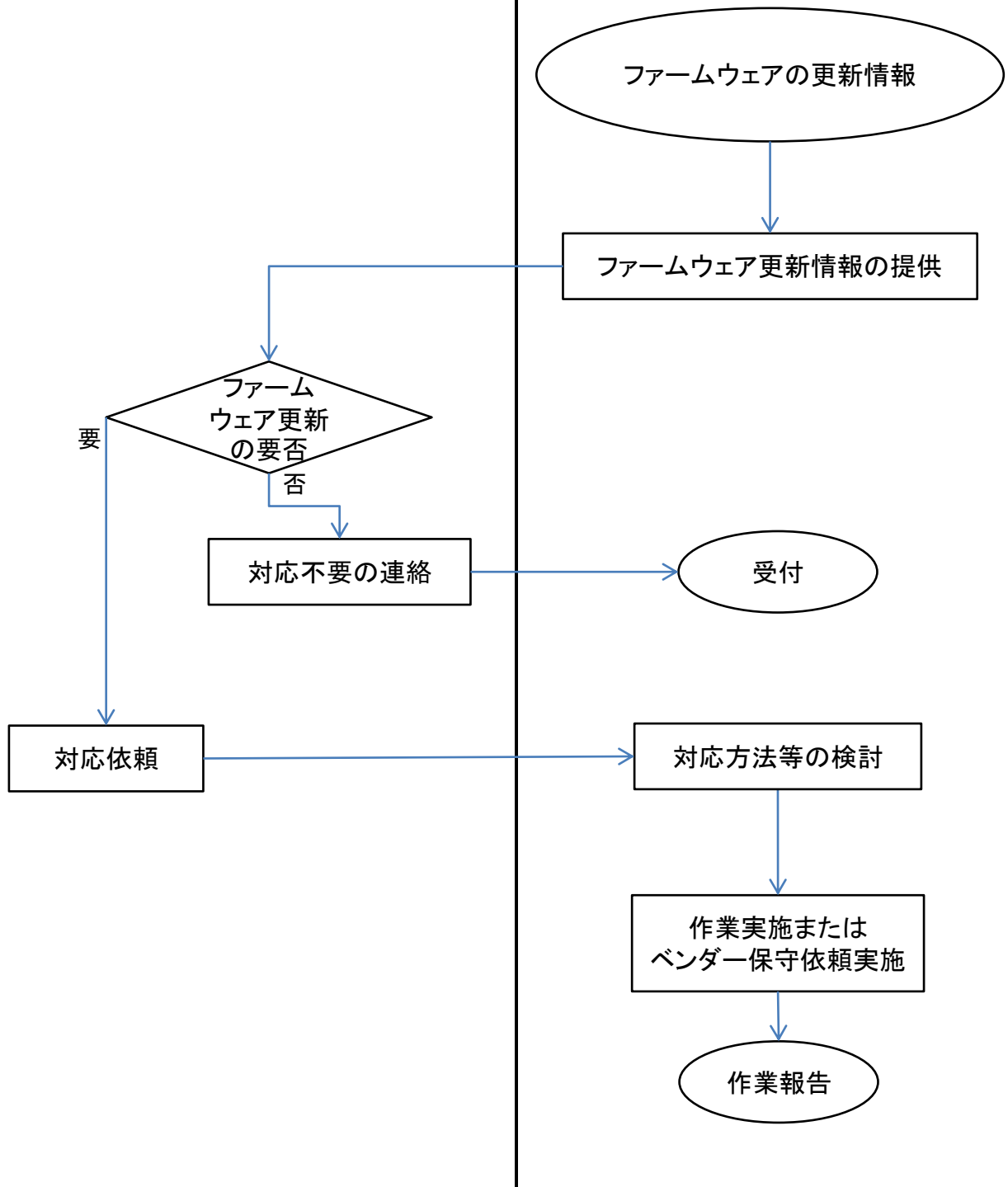


業務フロー図

(ファームウェア修正)

大学入試センター
システム担当

受注者



業務用電子計算機システム用機器借上げ
及び運用支援業務仕様書

平成28年

独立行政法人 大学入試センター

目次

第1章 調達案件名	1
第2章 調達仕様の概要	1
2.1. 背景と目的	1
2.2. 業務システムの概要	2
2.3. 適用範囲	2
2.4. 品名及び数量	3
2.5. 納入期限, 借入期間	3
2.6. 納入場所	3
2.7. 納入検査	4
2.8. 成果物	4
2.9. 搬入・設置及び借入期間終了後の引き上げ	6
2.10. その他・留意事項	7
第3章 情報システムの要件(調達物品に備えるべき技術的要件)	8
3.1. 一般事項	8
3.2. 基本要件	9
3.3. ネットワーク接続機器に関する要件	10
3.3.1. スイッチに関する基本要件	10
3.3.2.1. フロアスイッチ, エッジスイッチ	10
3.3.2.2. メディアコンバータ (2台)	12
3.3.2.3. ルータ (1台)	12
3.3.2.4. 無線LANアクセスポイント (4台)	12
3.4. サーバに関する基本要件	13
3.4.1.1. 時刻同期	13
3.4.1.2. ログレポート機能	13
3.4.1.3. ハードウェアの特質, 要件	13
3.4.1.4. ソフトウェア要件	14
3.4.2. シンククライアントシステム (一式)	15
3.4.2.1. シンククライアントシステム用ADサーバ (一式)	15
3.4.2.2. シンククライアントサーバ (一式)	16
3.4.2.3. シンククライアント管理サーバ (一式)	16
3.4.2.4. シンククライアントシステムストレージ (一式)	18
3.4.2.5. サーバ管理	19
3.4.3.1. ファイルサーバ(一式)	20
3.4.3.2. クローズド環境用ファイルサーバ(一式)	21
3.4.3.3. ファイルサーバ監査システム (一式)	22

3.4.3.4.	ファイルサーバ系の暗号化共通.....	23
3.4.4.	グループウェアサーバ(1台).....	23
3.4.5.	プロキシサーバ(1台).....	24
3.4.6.	DNSサーバ(2台:外向け,内向け).....	24
3.4.7.	メールサーバ(2台:外向け,内向け).....	25
3.4.8.	ウィルス定義DBサーバ(1台).....	25
3.4.9.	サーバ共通(3.4.4./3.4.5./3.4.6./3.4.7./3.4.8).....	26
3.5.	ログ収集システム(1台).....	27
3.6.	監視システム(1台).....	28
3.7.	会計システム(一式).....	28
3.7.1.	会計システム管理サーバ(1台).....	28
3.7.2.	会計システム管理用パソコン(1台).....	29
3.8.	無停電電源装置(UPS)(一式).....	30
3.9.	機器収納ラック(一式).....	30
3.10.	職員用シンクライアント端末(130台).....	31
3.11.	ファットクライアント端末(80台).....	32
3.12.	モノクロカット紙レーザープリンタ(20台).....	33
3.13.	データ移行.....	33
第4章	保守要件	35
4.1.	基本要件.....	35
4.2.	問い合わせ受付窓口対応.....	35
4.3.	システム保守対応.....	36
4.4.	ハードウェア保守対応.....	37
4.5.	ソフトウェア保守対応.....	38
第5章	役務作業要件	39
5.1.	作業体制の条件.....	39
5.2.	基本要件.....	39
5.3.	設計・構築.....	42
第6章	その他特記事項	44
6.1.	応札者としての条件.....	44
6.2.	責任範囲.....	44
第7章	契約条件等	45
7.1.	秘密保持.....	45
7.2.	情報セキュリティの確保.....	46
7.3.	瑕疵担保責任.....	47
7.4.	賠償・復旧.....	47
7.5.	個人情報保護法に関する事項.....	48
7.6.	第三者への請負,著作権等.....	48
第8章	提案書記載要項	50
8.1.	概要.....	50

8.2. 記載に際しての基本要件	50
8.3. 提案必須項目	51
8.4. 提案書作成要領	51
8.5. 留意事項	52
第9章 提出物	53

第1章 調達案件名

業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務仕様書

第2章 調達仕様の概要

2.1. 背景と目的

大学入試センターにおける業務用電算機システムは、大学入試センターの主な業務連絡手段となっている電子メールや事務文書などのファイル共有の機能を有した事務処理系のネットワークシステムであるとともに、各種業務システムの安定稼働を支える業務基盤的なネットワークシステムとしての役割も担っている。

現有の業務用電算機システムは、平成23年8月に更新したものであり、平成28年7月末に賃貸借契約が終了することに伴い、平成28年8月に更新する必要がある。

なお、業務用電算機システムの更新に当たっては、大学入試センターの業務運営がより一層効率化されるように、可用性、利便性、信頼性に優れたシステムであること、かつ、経費削減の観点からコストパフォーマンスの高いシステムであることに配慮する必要がある。

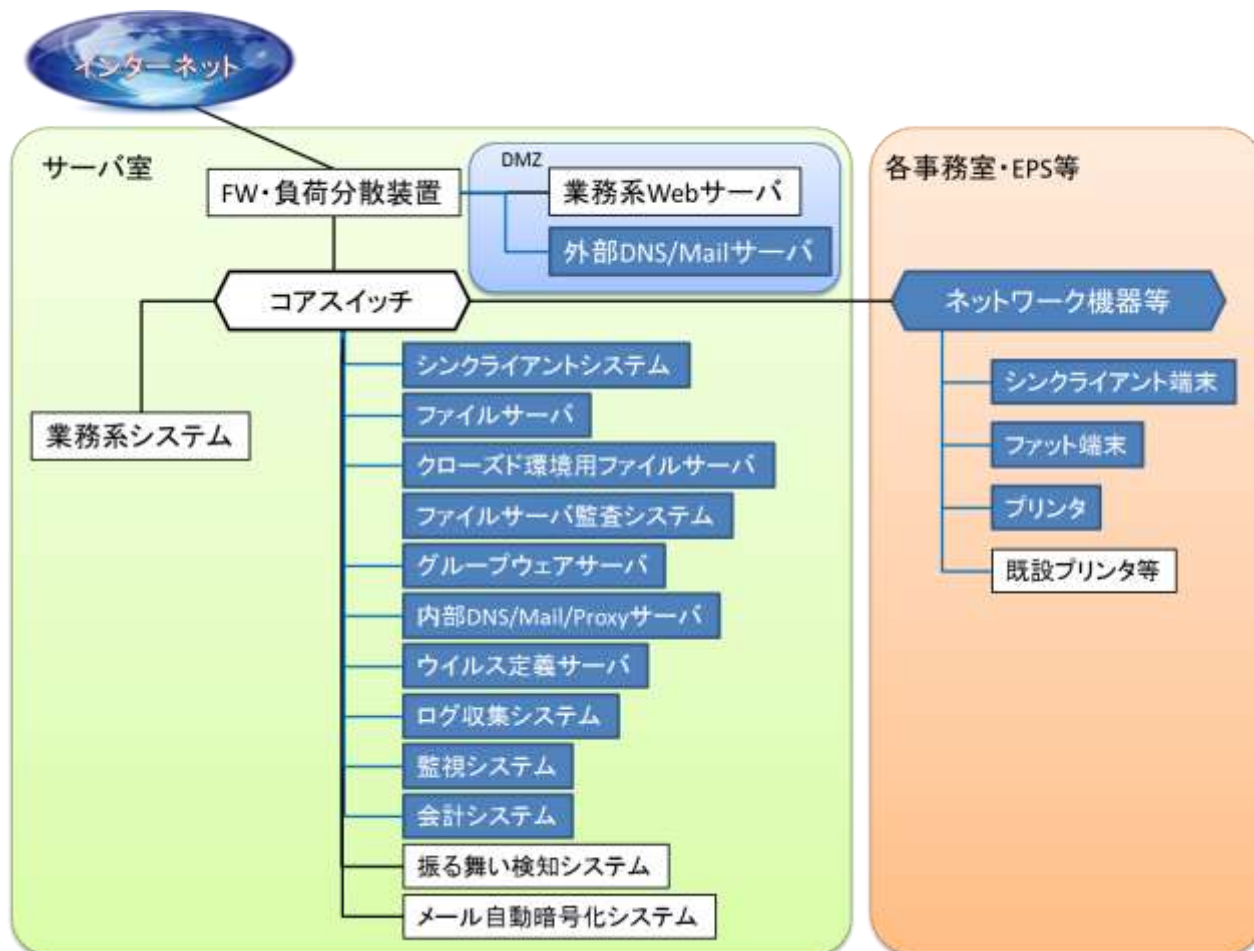
さらに、大学入試センターにおいては、志願者情報や試験実施に関する機密性の高い情報を多数保有しているため、昨今の公的機関などに対する「標的型攻撃」などに備えた対策として、インターネット等の外部通信が可能なオープンなネットワークの他に、セキュアなクローズドネットワークを新たに構築し、業務で取り扱う情報の機密性に応じて、各々のネットワークを使い分けるなどして、情報セキュリティをさらに強化する必要がある。

本調達は、上記で述べた大学入試センターのより一層の効率的な業務運営と情報セキュリティの強化に資することを目的に行うものである。

2.2. 業務システムの概要

業務システムの概要図を以下に示す。

主として、大学入試センター内の利用者へは、メール・グループウェア機能及びネットワークストレージ等のサービスを提供し、大学入試センター外の利用者へはホームページを介した各種情報を提供している。およそ、250 台のクライアント端末が稼働しており、ユーザ数は 200 名程度である。



※青色の部分が調達範囲。

※この他、今回の調達に含まれないシステムもネットワーク上に存在する。

2.3. 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、業務用電子計算機システム用機器の賃貸借、設計、構築(ケーブル敷設、据付調整等)、動作検証、教育、研修、各種調整及び保守等、受注者が実施する全ての事項に適用する。

また、既設のネットワーク環境下にあるサーバ等々と論理的に接続し、それらに対応する動作検証、教育、研修、各種調整等は、受注者が実施する全ての事項に適用する。

なお、既設LANの敷設ケーブル等で流用可能な場合は流用しても差し支えないが、基幹系(スイッチ間)の配線についてはカテゴリ6以上に敷設しなすこと。新たに必要なケーブル敷設は、上述の全ての事項に適用する。なお、契約満了時には、原状に復すること。

2.4. 品名及び数量

業務用電子計算機システム 一式

(構成内訳)

- ① ネットワーク接続機器
- ② シンクライアントシステム
- ③ ファイルサーバ
- ④ クローズド環境用ファイルサーバ
- ⑤ ファイルサーバ監査システム(アクセスログ収集/イベントログ分析ツール含む)
- ⑥ グループウェアサーバ(グループウェアソフトウェアも含む)
- ⑦ プロキシサーバ
- ⑧ DNS サーバ
- ⑨ メールサーバ
- ⑩ ウィルス定義データベースサーバ
- ⑪ ログ収集システム
- ⑫ 監視システム
- ⑬ 会計システム
- ⑭ 無停電電源装置(UPS)
- ⑮ 機器収納ラック
- ⑯ 職員用シンクライアント端末
- ⑰ ファットクライアント端末
- ⑱ モノクロカット紙レーザープリンタ

以上、搬入・据付・配管・配線・調整・ソフトウェアのインストール及びセットアップ・ネットワーク構築を含む。

2.5. 納入期限, 借入期間

(1) 納入期限

納入期限は、平成 28 年 7 月 25 日(月)とする。

受注者は、本調達機器等の搬入・設置、本システムの設計・構築・インストール及び環境設定・動作検証・教育・研修等を納入期限までに完了すること。

(2) 借入期間

平成 28 年 8 月 1 日(月)から平成 33 年 7 月 31 日(土)まで

2.6. 納入場所

本調達機器等については、主に以下の設置場所に納入するものとし、詳細については、大学入試センターと協議のうえ、作業を実施すること。

ただし、情報セキュリティの観点から応札者のみ、現地調査を許可するものとする。

〒153-8501

住所:東京都目黒区駒場 2-19-2 大学入試センター内

(パソコンは、各事務所及び指定する場所に設置、スイッチ等は LAN 網敷設場所等に設置)

2.7. 納入検査

本調達機器等の納入完了後に大学入試センターによる納入検査を行う。なお、納入検査には、受注者が立ち会うこと。納入検査の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を大学入試センターの指定した日時までに納入すること。

2.8. 成果物

(1) 成果物は、本調達の納入期限である平成 28 年 7 月 25 日(月)に仮提出し、大学入試センターの担当が確認を行ない、修正指示や追記事項等を依頼された場合は、それに従うこと。

(2) 受注者は、成果物を紙媒体で3部提出し、電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で正・副2部提出すること。

なお、電子媒体については、大学入試センターのクライアント PC にて読み取り可能な形式(大学入試センターにおいては、マイクロソフト社製品の MicroSoft Office Word 2010 , Excel 2010 , Power Point 2010 以上(下位互換モード)及び PDF(大学入試センターにおいては、Adobe Acrobat Reader XI を標準リーダソフトウェアとしている。)を標準としている。)で提出すること。

(3) 成果物

以下の(ア)～(ク)の成果物は、必須のものであり、(ケ)に示した成果物は付随又は付帯する必要最低限の成果物であるが、(ア)～(ク)に記した成果物と重複しているものは大学入試センターの担当と協議し、割愛しても良いものとする。

(ア) 作業実施計画書

本業務の実施にあたり、業務全体の管理について、工程表や作業体制等を明記した作業実施計画書を契約締結後 10 日以内(休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)に提出し大学入試センターの承諾を得ること。

工程や作業体制に変更が生じた場合は、大学入試センターと協議のうえ、実施することとし、新規作業実施計画書をその都度提出すること。

(イ) 構成図

ハードウェア構成図、納入機器一覧、その他、大学入試センターの指示する資料を提出すること。なお、本資料は、契約締結後 30 日以内(休日を除く。)に提出し大学入試センターの承諾を得ること。

(ウ) 設計書

提案書や各種計画に基づき、本システムに係わる方式設計書及び詳細設計書等の資料を提出すること。

(エ) 導入計画書

構築の実施内容や導入手順等の資料を提出すること。なお、本資料は、契約締結後 30 日以内(休日を除く。)に提出し大学入試センターの承諾を得ること。

(オ) 試験計画書

総合試験実施前までに、試験の実施スケジュール、実施内容、他関連システムの動作確認の手順及びスケジュール等、試験の実施要綱を作成し、大学入試センターの承諾を得ること。

(カ) 作業状況・作業完了報告書

導入における作業状況報告書は、毎週提出すること。また、総合試験、構築作業等の作業報告書・作業完了報告書を提出すること。

(キ) 運用管理手順書

- ① 別途調達を行う、大学入試センター情報システム運用管理業者(以下「運用管理業者」という。)が、日々のオペレーションや障害等発生時に参照可能な手順書を作成すること。
- ② 運用管理業者がスキルを有することを前提とし、バックアップやパッチ適用等、最低限必要と考えられる項目に対して記述されていること。
- ③ 障害等発生時の一次切り分けの際に利用できる内容であること。
- ④ 故障したときの対応手順書(役割分担、連絡先等)を作成すること。

(ク) データ消去報告書・証明書

本調達機器の借用期間終了に伴い実施するデータ消去に関し、完全にデータが消去されたことを証明する書類を提出すること。なお、当該機器を破棄する場合は、記憶装置部分を粉碎(証明書に粉碎前と後の写真も添付)すること。

(ケ) その他の成果物

(ア)～(ク)と下記以外で必要と判断された成果物があれば、大学入試センターとの協議のうえ、別途提出すること。

No	成果物名称	特記事項等
1.	ハードウェア一式	
2.	方式設計書及び詳細設計書	
3.	ハードウェア構成図	
4.	納入機器一覧	
5.	作業工程表及び作業計画書(WBS)及び実績	
6.	機器設置レイアウト図	
7.	ラック搭載図	
8.	環境定義書最終版	

No	成果物名称	特記事項等
9.	取扱説明書	
10.	操作説明書	
11.	機器接続図(電源, 冗長構成等)	
12.	配線図(電源, LAN 等)	
13.	各種仕様書/手順書	
14.	保守報告書	
15.	障害報告書	
16.	サービスレベル報告書	
17.	作業状況・作業完了報告書	
18.	動作確認試験成績書	
19.	機密保持管理方法	

2.9. 搬入・設置及び借入期間終了後の引き上げ

(1) 本調達機器等の搬入・設置及び借入期間終了後の引き上げは、受注者の責任と負担において行うものとする。また、借入期間終了に伴う引き上げ等に際して大学入試センター及び他業者との調整が必要な場合、受注者に発生する費用(調整に係る工数等)については、本調達の範囲内とすること。

(2) 大学入試センターの指示する場所に搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは、撤去(持ち帰る)すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、大学入試センターの担当と協議し、日程等の調整を協議し、決定すること。また、実施に当たっては、大学入試センターの指示に従って移設等を行うこと。

(3) 本調達機器等に付随する CD-ROM 等の電子媒体については、当該機器の運用及び保守に必要なもののみ大学入試センターにおいて保管し、それ以外は、受注者において保管すること。

(4) 搬出入のルート等は、大学入試センターの指示に従い、実施すること。また、必要な手続きについては、遅滞なく行うこと。

(5) 借入開始日までに、運用管理業者に対して教育・研修等を行い、運用引き継ぎを円滑に行うこと。

(6) 本調達機器の借入期間終了時、廃棄に係る撤去・搬出するために必要な全ての経費(養生品、機材、車両等を含む)は、全て受注者の負担すること。

(7) 本調達機器の借入期間終了時、大学入試センターの敷地内から搬出する際には、データ

復元ソフトウェア等を用いても再度データを入力できないよう完全にデータを消去してから搬出すること。

2.10. その他・留意事項

(1) 本調達は、総合評価落札方式とする。

(2) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、「第3章 情報システムの要件(調達物品に備えるべき技術的要件)」に示すとおりである。

(3) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。

(4) 必須の要求要件は、大学入試センターが必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

(5) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は、本調達にかかる技術審査職員が、入札機器に係る技術仕様書を含む提出資料を審査して行う。

(6) 保守料は、賃借料に含めること。

第3章 情報システムの要件(調達物品に備えるべき技術的要件)

3.1. 一般事項

(1) 本調達機器等に係る仕様書作成段階で要件を満たす製品候補においては、保守部品の確保等を考慮し、販売終了(EOS: End Of Sale)予定品及び中古品ではない製品であること。

(2) ネットワークは繋がるが大前提である為、ネットワークのプロトコルは TCP/IP を基本とする。

ただし、SDN (Software Defined Network)・ネットワーク仮想化等の新技術のネットワーク・アーキテクチャ採用に当たっては、その旨の理由とメリット・デメリット等を明確に提示し、大学入試センターの担当と協議の上、決定すること。

(3) 本調達機器等に搭載するソフトウェアのバージョン確定にあたっては、大学入試センターと協議すること。また、バージョン確定後から納入期限までにバージョンアップのあることが確認された場合には、動作確認が済んでいるものに限り、大学入試センターの承諾を得た後に最新バージョンを導入するものとする。

(4) 本調達機器等及びその構成・配置については、運用環境を考慮して、可能な限り最新の技術を採用すること。

(5) 本調達機器等は省スペース設計、省電力設計であること。また、国際エネルギースタープログラムの対象製品については、国際エネルギースタープログラムの認定を取得又は準拠していること。原則として、特定調達品目として指定されている製品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成25年2月5日変更閣議決定)」に規定された基準及び配慮事項を満たす製品であること。

(ア) 環境(3R:リデュース/リユース/リサイクルの3つを含む)に配慮した設計・製造がなされている

(イ) 使用済後も、引取り・リユース/リサイクル・適正処理がなされている

(ウ) 環境に関する適切な情報開示がなされている

(6) ハードウェア及びソフトウェアは、製品の動作が保証又は確認されたものであること。

(7) 納入期限までに発見された本調達機器等の不具合については、受注者の責任と負担で迅速に対応すること。

(8) 各ハードウェアに搭載されるオペレーティングシステム(以下「OS」という。)等のソフトウェアのライセンスを本調達に含めること。また、納入期限までに指摘されている脆弱性の有無を確認し、これを大学入試センターに書面にて報告し、大学入試センターと協議の上で納入期限までに修

正モジュールの導入等適切な対策処理を施すこと。

(9) 各サーバやデータストレージは、離席時に不正操作から保護するための対策を講ずること。

(10) 各種災害(地震等)対策等を十分に考慮し、安全かつ信頼性のあるシステムを構築すること。(無停電電源装置(UPS)を使用した安定的な電源の供給や外部媒体へのデータバックアップ等の措置を講ずること。)

(11) 将来におけるハードウェア・ソフトウェアの増強・ネットワークの拡大・接続機器の増設及び拡張のため、互換性・移植性・接続性を確保でき柔軟に対応できるよう標準化が考慮されていること。

(12) 本調達機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険がないものであること。

(13) ネットワーク機器については、「電子政府システムの IPv6 対応に向けたガイドライン(平成 19 年 3 月 30 日総務省)」に従い、IPv6 に対応済み、若しくは、将来的にソフトウェアのバージョンアップ等により IPv6 に対応できる機器であること。

(14) 本調達機器等は、特に定めのないものは、日本工業規格(JIS)又はそれと同等の規格に適合する品質優良なものを使用すること。

3.2. 基本要件

(1) 提案する本システムの構成について、構成品一覧を提示すること。(メーカー型番が分かる品目表を必ず提出すること)。

(2) 可用性を確保するために、直接的にユーザサービスに関わる機器は二重化構成とし、単一障害点(SPoF, **Single Point of Failure**:コンピュータやネットワークシステムにおいて、その部分が故障するとシステム全体が動作しなくなる重要な要素。致命的な障害が起こりにくいシステムにするために、設計段階でそのような要素をできる限り少なくしたり、冗長化したりする必要がある。単一故障点。)が無い設計とすること。

(3) 同一の種類 of 機器に関しては、機種及び型番・スペックを全て統一すること。ただし、過去にデータバックアップしている LTO Ultrium 3~5 まで読み込み可能な LTO(**Linear Tape-Open**)装置であること。

(4) ソフトウェアは、バージョンを統一すること。

(5) 電源容量計算等の諸元(電源のコンセント形状、定格電圧、定格電流)を提案書に記載すること。

(6) 既存の大学入試センターのネットワーク監視ソフトウェアによる死活監視に対応するために、サーバ及びネットワーク機器については、ping(Packet Internet Groper)に対する応答が可能なこと。

(7) 導入する機器を構成するハードウェア及び実装されるソフトウェアのうち、JIS 等の国内規格、ISO 等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

3.3. ネットワーク接続機器に関する要件

3.3.1. スイッチに関する基本要件

別紙資料1「ネットワーク配線図」を参照し適切なネットワーク機器を配置し、ネットワークを構築すること。別途調達されるコアスイッチと接続して正常に動作すること。

なお、各 EPS に設置するスイッチについては、ケーブルの破損を防ぐためケース等に収納すること。

3.3.2.1. フロアスイッチ, エッジスイッチ

以下の仕様を満たすハードウェアを38式納入すること。

(1) 一般機能

- ① ポート数×1Gbps 以上のスイッチファブリックを実装する固定型の L2 スイッチ製品であること。
- ② IEEE802.1q VLAN Tagging 機能を有すること。
- ③ IEEE802.1d に準拠したスパニングツリー機能を有すること。
- ④ IEEE802.1w に準拠した高速スパニングツリー機能を有すること。
- ⑤ IEEE802.1s に準拠した多重スパニングツリー機能を有すること。
- ⑥ IEEE802.1x に準拠した認証機能を有すること。
- ⑦ IEEE 802.3ad Link Aggregation 機能を有すること。
- ⑧ IEEE802.1p の優先制御機能を有すること。

(2) ハードウェア仕様

- ① フロアスイッチは IEEE802.3 規格に準拠した 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T インタフェースを 24 ポート以上有すること。必要に応じて、1 筐体当たり 2 ポート以上の SFP インタフェースを有する機器を配置すること。
- ② エッジスイッチは IEEE802.3 規格に準拠した 10/100/1000BASE-T インタフェースを 8 ポート以上有すること。必要に応じて、1 筐体当たり 1 ポート以上の SFP インタフェースを有する機器を配置すること。
- ③ SFP インタフェースは、IEEE802.3 規格に準拠した 1000BASE-SX/LX, 100BASE-FX に対応すること。
- ④ EIA 規格準拠 19 インチラックに搭載可能なこと。

(3) セキュリティ機能仕様

- ① BPDU(Bridge Protocol Data Unit)を予期していないポートで BPDU を受信した際、ルー

プを防ぐためにそのポートを自動的にダウンすることが可能なこと。

② スイッチの追加等により期待されていない BPDU を受けルートブリッジが変更されてしまう事態を防止する機能を有すること。

※上記、①、②については BPDU に限らずレイヤー2 のループを回避するプロトコルを使用して、①及び②の機能が実現可能であればよい。

③ ポートごとに通信可能な MAC アドレス、又は MAC アドレス数を制限できること。

④ 不正な DHCP サーバの接続や DHCP メッセージを使った DOS 攻撃を防止できること。

⑤ システムの機能設定情報をパスワード等で保護する機能を有すること。

⑥ QoS (Quality of Service) 機能を有すること。

⑦ 8 千以上の MAC アドレス学習テーブル数を有すること。

(4) ネットワーク管理仕様

① Web ブラウザを使用して設定を行える機能を有すること。

② シリアル接続によるコンソールポートを有すること。

③ Telnet / SSH によるリモート・コンソール機能を有すること。

④ トラフィック解析のためポートのミラーリング機能を有すること。

⑤ ソフトウェア及び設定情報を TFTP にてアップロード及びダウンロードが可能であること。

⑥ NTP クライアント機能を有し、一貫したタイムスタンプを刻むことが可能なこと。

⑦ DNS を参照し IP アドレスの代わりにホスト名を使用できる機能を有すること。

⑧ Syslog サーバにメッセージを送信可能なこと。

⑨ SNMPv1/v2/v3 による管理機能を有すること。

⑩ VLAN (Port VLAN, Tag VLAN) 機能を有しており、マルチサポートしていること。

⑪ Web 設定画面や CLI 上のコマンド説明が表示できること。また、日本語マニュアルが提供されていること。

⑫ 設定情報を動的反映せずに CLI 上で設定を作成する機能を有すること。また、コマンドや再起動により作成した設定を反映する機能を有すること。

⑬ 外部メディア (コンパクトフラッシュ、または USB メモリ) に構成定義情報、ファームウェア、ログを保存可能であること。ログの保存は、CLI および外部ボタンにより可能であること。なお、外部ボタンによるコンパクトフラッシュまたは USB メモリへの情報採取を許可しない設定が行えること。

⑭ 日時を事前に指定することで、構成定義情報の切り替えや再起動を自動的に実施することが可能なスケジュール機能を有すること。

(5) 信頼性仕様

① サーバ室に設置されない機器であるため、動作温度は、0°C～45°Cに対応可能であること。

② 保管温度が 10°C～65°Cに対応可能であること。

③ VCCI クラス A に準拠していること。

④ サーバ室でなく EPS または事務室に設置される機器であり、様々なノイズ源からの影響を受ける可能性が高いため、ノイズ規制 EN61000-3-2, EN61000-3-3, EN300386 等に準拠し

ていることが望ましい。

- ⑤ パケットフィルタリング機能を有すること。
- ⑥ パケット処理性能として 1,330 万 PPS (packet per second) 以上を有すること。

3.3.2.2. メディアコンバータ(2 台)

スイッチのみで構成可能な場合は不要。

- (1) IEEE802.3 規格に準拠した 100BASE-TX インタフェースを1ポート以上有すること。
- (2) IEEE802.3 規格に準拠した 100BASE-FX インタフェースを1ポート以上有すること。
- (3) オートネゴシエーションと 100Mbps Full-Duplex をモード切替する機能を有すること。
- (4) AC100V で動作し動作環境は 0～50℃以上であること。

3.3.2.3. ルータ(1 台)

「3.7 財務会計システムサーバ」等を配下に接続し、IP アドレスによるアクセス制限を行うものである。

- (1) WAN 側に IEEE802.3 規格に準拠した 100BASE-TX/1000BASE-T インタフェースを1ポート以上有すること。
- (2) LAN 側に IEEE802.3 規格に準拠した 100BASE-TX/1000BASE-T インタフェースを 4 ポート以上有すること。
- (3) VPN 性能が 160Mbps 以上であること。

3.3.2.4. 無線LANアクセスポイント(4 台)

大学入試センターが指定した場所に適切な台数を配置する。

- (1) IEEE802.3 準拠の 10/100/1000BASE-T 独立 LAN ポートを 2 ポート以上有すること。
- (2) AutoMDI (Medium Dependent Interface) / MDI-X 機能を有すること。
- (3) ポートのペアを現用、待機として経路を冗長化する機能を有すること。
- (4) 有線 LAN 障害時に無線 LAN 接続を自動的に切断する機能を有すること。
- (5) 無線 LAN 端末の通信用インタフェースとアクセスポイント管理用インタフェースを物理ポートで分離することにより、高セキュリティな物理構成が取れること。
- (6) SNTP サーバ、クライアント機能を有すること。
- (7) DHCP クライアント機能を有すること。
- (8) DNS サーバ機能、Proxy DNS 機能を有すること。
- (9) パケットフィルタリング機能 (アクセスコントロールリスト機能) を有すること。なお、フィルタリング条件は、VLAN 単位に MAC アドレス/IP アドレス/TCP ポート番号/UDP ポート番号/ICMP (Internet Control Message Protocol) が指定可能なこと。
- (10) IDS (Intrusion Detection System: 不正侵入検知) 機能を有すること。
- (11) Web ブラウザにより設定が可能なこと。
- (12) コマンドの説明を CLI, Web ブラウザ上で表示できること。また、日本語マニュアルが提供されていること。
- (13) 動的反映せずに CLI 上で設定を作成する機能を有すること。また、コマンドや再起動により作成した設定を反映する機能を有すること。

- (14) IEEE802.11a/b/g/nをサポートしていること。また、異なる帯域での利用可能なこと。
- (15) IEEE802.11 に準拠した TKIP (Temporal Key Integrity Protocol), AES (Advanced Encryption Standard (WPA2/802.11i)) の暗号化方式に対応していること。また、ダイナミック WEP に対応していること。
- (16) ハードウェアによる AES 暗号化機能を有すること。
- (17) オープン認証, 共通鍵認証, IEEE802.11i に準拠した WPA2-Mixed (WPA/WPA2) の事前共有鍵認証, IEEE802.1X 認証に対応していること。
- (18) 1 台あたり 16 以上の SSID が設定可能なマルチ SSID 機能を有すること。1 つの SSID で IEEE802.1X 認証, MAC アドレス認証を併用する機能を有すること。
- (19) コントローラーから一元管理できる機能を有すること。

3.4. サーバに関する基本要件

以下の 3.4.1.1 から 3.4.1.4 に記述した内容を基本要件とする。

3.4.1.1. 時刻同期

NTP(Network Time Protocol)による時刻同期に対応しており、NICT にある NTP サーバと同期させること。ただし、公開 NTP サーバは、これ以外にも提供されているので、同期させる機構先、公開サーバは、大学入試センターと協議し、決定すること。

3.4.1.2. ログレポート機能

ログレポート機能として、HTTP(HyperText Transfer Protocol), Syslog(System log), SNMP (Simple Network Time Protocol), SMTP(Simple Mail Transfer Protocol)メールに対応していること。

3.4.1.3. ハードウェアの特質, 要件

各サーバにおいて個別の指定がある場合、そちらを優先とする。

- (1) EIA 規格準拠 19 インチラックに搭載可能であること。
- (2) CPU は、次の仕様を満たすこと。
 - (ア) クアッドコアタイプ以上で、クロック周波数は、2GHz 以上を有すること。
 - (イ) 2 次キャッシュ又は 3 次キャッシュメモリを 12MB 以上有すること。
 - (ウ) 1CPU 以上を有すること。拡張時には 2CPU 以上まで拡張可能であること。
 - (エ) システムメモリについては、8GB 以上のメモリを有し、認識すること。また、拡張時には、32GB 以上まで拡張可能であること。
- (3) 補助記憶装置は、次の仕様を満たすこと。

なお、アプライアンス装置や Flash モジュール等のハードディスク以外のストレージを適用する際には製品特性やメリット・デメリットについての資料を提示すること。

 - (ア) ディスクベイを 6 個以上有すること
 - (イ) OS 格納用として記憶容量が 300GB 以上のハードディスクをミラーリングとして有すること。
 - (ウ) ホットプラグをサポートしていること。
 - (エ) データ格納用として、ハードディスクを RAID5 構成で実効容量 600GB 以上有すること。

- (オ) ホットスタンバイディスクを1個以上有すること。
- (カ) DVD-RWタイプ以上の光学ドライブを1台、内蔵していること。
- (4) データ通信用インタフェースは、次の仕様を満たすこと。
 - (ア) IEEE802.3規格に準拠した100BASE-TX/1000BASE-Tに対応したネットワークインタフェースを2ポート以上有していること。
- (5) キーボード、ディスプレイは、次の仕様を満たすこと。
 - (ア) ラックマウントタイプとし、ラック内に格納すること。
 - (イ) 日本語対応キーボードであること。
 - (ウ) 17インチ(ワイド画面も含む)以上のTFTカラー液晶で1280×1024ピクセル以上の表示機能を有すること。
 - (エ) 切替えスイッチ等を使用して、他サーバと共有も可とする。
- (6) その他、次の仕様を満たすこと。
 - (ア) 24時間×7日間/週稼動可能な構成とすること。
 - (イ) 無停電電源装置(UPS)を備えること。
 - (ウ) 製造メーカーにおいて、法人向け製品として製造・販売されていること。
 - (エ) OS格納用のハードディスクをバックアップ/リストア可能な、外部保管用メディアデバイスを有すること。
 - (オ) データ格納用のハードディスクのデータ部分を複数世代、スケジューラで外部保管用メディアにバックアップ可能であること。
 - (カ) (エ)、(オ)について、バックアップ用の大容量テープドライブ装置を有すること。ただし集約化が図られていれば個々に設置しなくてもよい。
 - (キ) 電源ユニットを二重化しており、ホットプラグに対応していること。
 - (ク) 情報漏出を防止するため、ハードディスクドライブ(以下、HDDと略す)及びソリッドステートドライブ(以下、SSDと略す)の障害発生等で交換が必要になった場合、故障したHDD/SSDはデータ消去または破壊すること。なお、交換したHDD/SSDは管理の上、データ消去または破壊証明書を発行し、提出すること。

3.4.1.4. ソフトウェア要件

- (1) OSは、マルチユーザ、マルチタスク、TCP/IPベースのネットワーク機能及びグラフィカルユーザインタフェースを持つサーバ用オペレーティングシステムであること。
- (2) Windows OSの場合は、クライアントに必要なCAL(Client Access License)も調達すること。
- (3) 受注者が提案するソフトウェアについては、「Microsoft Enterprise Agreement for Government Partners」等のソフトウェアの提供ベンダが用意する大学、独立行政法人を対象としたプログラムを適用し、ソフトウェアライセンス管理の負荷の軽減及び投資対効果の向上を図ること。
- (4) UPSの管理機能を搭載し、停電を検出した場合には、システムを自動的にシャットダウンすること。
- (5) バックアップ/リストア可能なソフトウェアを有すること。
- (6) ウィルス対策ソフトウェアは、ウィルス対策ソフト本来の機能に加え、マルウェア(ウィルス、ワ

ーム、ボット等)による脅威に備えるため、マルウェアの感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見されるマルウェアに対応するために機能の更新が可能であること。以下の機能・要素を用いたものを適用すること。

- (ア) ウィルス対策
- (イ) ファイアーウォール機能
- (ウ) 不正ソフト・マルウェア対策
- (エ) 迷惑メール対策
- (オ) フィッシング詐欺対策／Web 脅威のブロック
- (カ) 脆弱性対策
- (キ) 保護者機能
- (ク) 紛失や盗難対策
- (ケ) 軽快な動作のための機能
- (コ) クローズド環境下で有効となるようなロックダウン機能(特定の用途にのみシステムを使用)

3.4.2. シンククライアントシステム(一式)

- (1) シンククライアント端末 150 台以上を管理する機能を有すること。
- (2) 仮想 PC 方式で構成すること。
- (3) 仮想 PC を 300 台以上 運用可能なこと。
- (4) 「3.10 職員用シンククライアント端末」の利用者(以下、「シンククライアント利用者」という。)が同時にアクセス可能であること。
- (5) 管理者がリモート操作からユーザ画面を表示することができ、操作が可能であること。
- (6) プリンタ類及び既存のネットワークプリンタに対して印刷指示が可能であること。また、印刷環境は、利用者個別に設定可能であること。
- (7) 「シンククライアント利用者」の全台から RDP(Remote Desktop Protocol)プロトコルまたは、ICA(Independent Computing Architecture)プロトコル、または PCoIP(PC-over-IP)プロトコルにより同時利用が可能であること。
- (8) 各サーバは、Windows Server 2012 R2 と同等以上の機能、性能を持つOSを動作させること。
- (9) 各サーバは、UPS を有し、UPS からの停電信号を受けシステムを正常にかつ自動的にシャットダウンする機能を有すること。ただし、集約化されていれば個々に設置しなくともよい。
- (10) アンチウイルスソフトウェアを搭載し、動作させること。ソフトウェアのライセンスは、納入者が用意すること。
- (11) アンチウイルスソフトウェアは、契約期間中、最新のパターンファイルを適用すること。
- (12) 仮想 PC はオープン環境とクローズド環境の2つを設定可能であること。
- (13) 3.4.2.1./3.4.2.2./3.4.2.3.の各サーバについては、物理サーバでも仮想サーバの何れでも良いものとする。

3.4.2.1. シンククライアントシステム用ADサーバ(一式)

- (1) Windows Server 2012 R2 に搭載される Active Directory と同等以上のドメイン管理が可能

なこと。

- (2) 「シンククライアント利用者」について、利用者情報、ドメイン管理が可能であること。
- (3) 内部向け DNS サーバとして稼動すること。
- (4) 「シンククライアント利用者」端末に DHCP サービスを提供し、Mac アドレス固定で IP アドレスを付与できる機能を有していること。
- (5) 障害発生時の対応のため、Active Directory 及び内部向け DNS サーバを動作させる箇所については、2 台以上の冗長構成をとること。
- (6) ユーザ・仮想 PC それぞれにおいてオープン環境とクローズド環境の2つのドメインを設定可能であること。

3.4.2.2. シンククライアントサーバ(一式)

- (1) ユーザが実際に使用する環境として、Microsoft Windows 8.1Professional と同等以上の性能、機能を持つOSを動作させること。
- (2) 仮想 PC について、「シンククライアント利用者」向けアプリケーションソフトウェアの導入作業を実施すること。アプリケーションの動作確認は、受注者側で実施すること。シンククライアント環境での動作をサポートしないソフトウェアについては、大学入試センターと協議の上、導入作業の対象から除外する。
- (3) 動作確認の結果、大学入試センターと協議のうえでシンククライアントでは動作しないソフトウェアについては「3.11 ファットクライアント端末」にて動作させるものとする。
- (4) Active Directory で登録されたユーザ名とパスワードでシンククライアントにログインさせること。
- (5) 「シンククライアント利用者」は、管理者が特別に認めた場合を除き、アプリケーションのセットアップ制限やアクセス制限を受けた一般ユーザの権限で利用できること。
- (6) OS のセキュリティパッチの適用及び OS のアップデートを管理者が自動的に行える機能を有すること。
- (7) インストールされているアプリケーションの一覧が取得する機能を有すること。
- (8) アプリケーションソフトウェアが遅滞なく動作すること。
通常のパersonalコンピュータに換算し、マルチコアのCPUを備え、4GB以上のメモリを搭載していると認められること。8GB以上のメモリを搭載していると認められる場合には、加点ポイントとして評価する。
- (9) 複数の同構成のサーバが容易に運用できるよう、サーバイメージ原本取得/配付の仕組みを提供すること。
- (10) OS 及び各種アプリケーションの配信及びパッチの適用が速やかに実施可能であること。
- (11) 「3.12 モノクロカット紙レーザープリンタ」の他に別紙資料2「既設プリンター一覧」に記載してあるセンター内既存の各プリンタをシンククライアント環境にて利用できること。また、必要に応じて異なる機種を追加設定が行えること。

3.4.2.3. シンククライアント管理サーバ(一式)

- (1) 仮想デスクトップの展開、変更、追加/削除、ユーザーアサインなどの機能を GUI で提供していること。

- (2) 仮想デスクトップ環境の状態を目視可能とする機能を有すること。
- (3) 仮想デスクトップ環境の管理を1つのWEBベースツールで実現する機能を有すること。
- (4) 仮想デスクトップ環境の管理権限を分けることが可能とする機能を有すること。
- (5) 仮想デスクトップをユーザの部門、業務に応じてグループ単位で管理、展開が可能であること。
- (6) パッチ適用やアプリケーションの配布といった、展開後の変更においてもマスターイメージを更新することで適用させることが可能であること。
- (7) マスタ以外に仮想デスクトップ上で生じたデータについては、差分として別ディスクに格納され、マスタと分離されること。
- (8) ストレージのディスク消費を抑えるため、マスターイメージを共有利用する機能を有すること。
- (9) tmpフォルダを別のストレージ領域に保存し、適宜削除する事が可能であること。
- (10) 一人のユーザに対して複数の環境を割り当てる機能を有すること。
- (11) ユーザが移動した際にも同一仮想デスクトップが、移動前の状態から利用する機能を有すること。
- (12) 接続元端末に接続されたUSBデバイスを仮想デスクトップ上で利用する機能を有すること。また、制限もできること。
- (13) 接続元端末のドライブや共有フォルダ情報を仮想デスクトップ・アプリケーション環境に共有する機能を有すること。RDP(Remote Desktop Protocol)だけでなく複数のプロトコルで可能な場合は、加点ポイントとして評価する。
- (14) 最大4つまでのマルチモニタ環境での利用が可能であること。
- (15) AES 128 bit 以上の暗号化強度にて画像転送の通信が可能であること。
- (16) USBデバイス使用の許可/不許可を管理側で設定する機能を有すること。
- (17) CPU,メモリ使用率をホスト間で負荷分散が可能なこと。
- (18) 読み取りI/Oを削減するためのホストキャッシュ機能を有すること。
- (19) 物理サーバのメンテナンス時に当該サーバで稼働中の仮想デスクトップを停止する必要がないこと。
- (20) パソコンからの情報漏洩を防ぐため、パソコンに標準装備されたデバイスの遮断・許可、および、不正なネットワークの利用を制限する機能を有すること。
 - ・以下のデバイスのポリシーを設定・変更する機能を有すること。
 - (ア) CD/DVDドライブ
 - (イ) シリアルポート/パラレルポート
 - (ウ) 赤外線通信ポート
 - (エ) IEEE1394ポート
 - (オ) PCカード
 - (カ) USBポート
- (21) CD/DVDドライブについては、遮断および許可に加えて「読み込み許可」もポリシーとして設定する機能を有すること。
 - (22) 遮断したデバイスをパソコンに接続しても、Windowsのエクスプローラに対象デバイスが一切表示されず、デバイスが無接続の状態と同一の状態を保証できること。

- (23) USB 接続するマウス及びキーボード等は、ヒューマンインタフェースデバイスとして USB のポリシー設定に影響されず利用可能とすること。
- (24) パソコンをログオフした状態でも、パソコンに設定したポリシーが有効であること。
- (25) OS の一般利用者権限で、ポリシーの設定内容を画面に表示することができ、遮断および許可されているデバイスを確認できること。
- (26) ポリシーの設定・変更を行なうには、専用パスワードによる認証を必要とすること。
- (27) ポリシーの変更等の操作は、OS ログイン時の利用者権限に依存せず、専用パスワードの保有者だけが行えること。
- (28) OS の特権利用者 (**Administrator** 権限) による不用意なデバイス遮断・許可ソフトウェアのアンインストールにより、遮断したデバイスが利用可能な状態にならないこと。
デバイス遮断・許可ソフトウェアのアンインストール権限は、OS の特権利用者と区別した権限管理が可能であること。
- (29) 各ポリシー情報など、システムの設定情報は、暗号化されていること。
- (30) 集中管理されるパソコンは、コンピュータ名で画面に表示されること。
- (31) 集中管理機能を利用した場合、各パソコンのポリシー登録・変更作業は、集中管理機能で定義されるネットワークパスワードによる認証でのみ利用する機能を有すること。

3.4.2.4. シンクライアントシステムストレージ(一式)

- (1) 仮想化環境に最適化されたストレージの場合は、加点ポイントとして評価する。
- (2) ハイパーバイザーマネージャーとの連携により専用のソフトウェアを準備することなく仮想マシン単位で性能と容量を可視化、性能予約を実現する仮想化環境に最適化された管理 GUI を採用していること。
- (3) ハイパーバイザーとの接続は、NFS または SMB3.0 プロトコルを使用すること。
- (4) コントローラーは、冗長化(2重化)されており、Active/Standby 構成であること。
- (5) Active コントローラーが故障しても、Standby コントローラーが処理を引き継ぎ、業務を継続できるようにすること。
- (6) ホスト用ネットワークのインタフェースとして 10GbE が冗長化され用意されていること。
- (7) 管理用及びレプリケーション用ネットワークのインタフェースとして 1GbE が冗長化され各々用意されていること。
- (8) SSD 又は、HDD が独立した RAID6 構成で冗長化されていること。
- (9) 1 筐体で実効容量 10TB 以上を有すること。また、圧縮率 2.2 倍を想定した場合、23TB の実効容量を有すること。
- (10) コントローラーあたり、32GB 以上のシステムメモリ容量を有すること。
- (11) コントローラーあたり、1GB 以上の不揮発メモリ(NVRAM: **Non Volatile RAM**) 容量を有すること。
- (12) Active コントローラーの障害が発生した場合、Standby コントローラーの NVRAM から Write データを書き戻すことで、Active コントローラーの障害が発生しても Write データは、保護されること。
- (13) 停電時には、Write のデータを不揮発メモリに退避し、復電時までデータを保護すること。
- (14) 追加ソフトウェアを導入せずに、仮想マシン単位でのスナップショット機能を有し、16 世代

までをサポートすること。

(15) 変更差分のみを Block で反映する Redirect on write 方式を採用しており、高速で容量効率が良いこと。

(16) 毎時・日次・週次・月次のスケジュール、および採取したスナップショット毎に保持期間を設定できること。

(17) 追加ソフトウェアを導入せずに、仮想マシン単位でのクローン機能を有すること。

(18) ストレージのスナップショットからクローンを作成可能なこと。また1度の操作で最大300VMのクローンを作成する機能を有すること。

(19) ハイパーバイザーマネージャーとの連携により専用のソフトウェアを準備することなく、仮想マシン/仮想デスクトップ毎にストレージ I/O の状況 (IOPS(Input/Output Per Second)値/スループット値/遅延量/フラッシュヒット率)が過去に遡って把握でき、かつ、ボトルネック箇所の特定ができること。

(20) ハイパーバイザーマネージャーとの連携により、各仮想マシン/仮想デスクトップの稼働状況をグラフィカルに表示し、それぞれがシステム性能のどれだけの割合を使用しているかが可視化されていること。

(21) 各 VM の性能予約および容量の変動率(増減)の高い順に表示する機能を有すること。

(22) ハードディスクとフラッシュ(SSD)を併用しながらも、I/O処理の大部分をSSDで処理することでReadとWriteの両面で高いI/O性能を実現していること。

(23) インラインで重複排除および圧縮処理を実行し、SSDの容量空間を効率的に使用する機能を有すること。

(24) 導入やストレージ構成変更時に、LUN(Logical Unit Number)/Volume/ストレージ階層/RAIDグループのストレージ設計/設定が不要であること。

(25) 装置で発生したイベント通知として Email, SNMP Trap, Syslog Server のいずれかで通知する機能を有すること。

(26) ラックマウントが可能であること。

(27) 保持するI/Oリソースを仮想マシン毎に自動割り当てする機能を有すること。

(28) 負荷状況からI/Oリソースの割当量を算出し、10分毎に割当量の見直しを行うこと。

3.4.2.5. サーバ管理

「3.4.2. シンクライアントシステム」を構成するサーバに対して、以下の機能を有すること。

(1) サーバの状態に関係なく動作可能なリモート管理機能を有すること。

(2) リモート管理機能は、サーバの状態に関係なく、遠隔からサーバ電源/リセット制御を行えること。

(3) リモート管理機能は、サーバの状態に関係なく、以下の項目が監視する機能を有すること。

(ア)サーバの死活

(イ)温度

(4) リモート管理機能は、異常の発生をリモートへ通知する機能を有すること。

(5) リモート管理機能は、管理インタフェースとして、Webインタフェースを有すること。

(6) サーバ運用を補助する以下の機能を搭載すること。その場合は、ソフトウェアまたはサーバ実装のいずれで実現しても構わない。

- (ア) サーバで発生した障害や異常を検知し、メール、SMNPトラップで通知する機能を有すること。CPU、ファン、温度、メモリ、HDD・RAID、バス、OS ハングアップ状態を監視する機能を有すること。
- (イ) リモート端末のドライブをサーバのデバイスとして利用する機能を有すること。またリモートからの電源制御(電源投入/強制再起動)によりサーバを操作する機能を有すること。
- (ウ) Web ブラウザ経由でサーバの状態が確認する機能を有すること。
- (エ) 故障・異常箇所を確認する機能を有すること。サーバの実装イメージに合わせたグラフィカルな形式で表示できる場合は、加点ポイントとして評価する。
- (オ) 障害通知のあったサーバの特定のため、サーバ本体に装置識別灯のような手段を持つこと。
- (カ) CPU、メモリ、ディスク、ネットワークの監視状況をグラフィカルな形式で確認する機能を有すること。
- (キ) 電源 ON/OFF を伴うサーバのスケジュール運転が設定する機能を有すること。
- (ク) サーバの監視で取得した情報を定期的に保存可能で、過去のサーバ情報を参照し現在の状態と比較できること。
- (ケ) OS ハング状態発生時に自動的に再起動処理する機能を有すること。
- (コ) 温度センサー異常やファン異常を検出した際に管理者等に通知、あるいは自動でシャットダウンする機能を有すること。

3.4.3.1. ファイルサーバ(一式)

- (1) シンククライアント端末に対して、CIFS(**Common Internet File System**)によるファイルサーバとして動作すること。
- (2) ファイルサービスを行うサーバあるいはノードが、複数台で構成され、障害対策として両現用クラスタ構成(Active-Active)であること。
- (3) 制御部は、専用 OS を搭載し、高速処理が可能であること。ネットワーク処理とファイルシステム処理を一体化することにより高速処理が可能である場合は、加点ポイントとして評価する。
- (4) ディスクドライブの診断を行う事により、故障の(予兆)監視が可能であること。
故障(予兆)を検出した場合、そのディスクドライブから、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後にホットスペアディスクドライブを自動的に RAID グループに組み込み、障害予兆が検出されたディスクドライブを RAID グループから切離す機能を有する場合は、加点ポイントとして評価する。
- (5) RAID 上の全データブロックを管理するとともに、書込み要求毎に一時的にメモリに保存したデータを近傍となる空きブロックへ一括して書込み処理を実施することでシーク時間を短縮し、高速処理が可能なディスクアクセス方式であること。
- (6) 動的に容量増減を可能とするファイルシステムであること。容量の増減は、即時に行われ、フォーマットやデータの配置動作などが発生しない場合は、加点ポイントとして評価する。
- (7) 故障したハードディスク装置の交換を行う際には、ファイルサーバの運用を停止することなく、交換が可能であり、短時間で利用可能な領域に組み込めること。
- (8) データを格納するディスクの容量は、実効容量として 8TB 以上利用可能なこと。
(ア) 8TB のうち 6TB を、「シンククライアント利用者」の個人領域及び移動プロファイル用の領域、

残りの 2TB は共有フォルダ及びスナップショット用の領域とし、SAS または FC (Fibre Channel) ディスクで構成することとし、RAID6と同等以上の速度及び冗長性を持つと判断されること。

(イ) 共有・スナップショットの実効容量が 4TB を超える場合、加点ポイントとして評価する。

(ウ) 容量の拡張が可能であること。

(9) 停電発生時に備え、ディスク装置部上のキャッシュデータを保護する機構を備えること。

(10) 共有領域として、Active Directory に登録されたグループ及びユーザ毎にフォルダ単位で書き込み、参照のアクセス権を個別に設定すること。格納するデータは、各部署等において共有する文書、表計算、画像、音声及び各種アプリケーションで作成したファイルである。

(11)「シンクライアント利用者」が個別に利用できる領域として個人領域ファイルサービスを行うこと。格納するデータは、各個人のメール、文書、表計算、データベース、画像、音声、及び各種アプリケーションで作成したファイルである。また、ユーザごとに使用量の制限を行うこと。

(12) 「シンクライアント利用者」が同時に移動プロファイルをクライアントにダウンロードする事を想定した構成であること。

(13) 「シンクライアント利用者」の全員が同時に接続できるサーバライセンスを有しており、かつデータの読み込み、書き込みが遅滞無く行えることを想定した構成であること。また、日本語のフォルダ名及びファイル名が不具合なく使用する機能を有すること。

(14) スケジュールバックアップが実行でき、実行時点におけるボリューム内データブロックのマッピングテーブルが作成できるスナップショット機能を有していること。

(15) 構成される機器は、電源ユニットを二重化しており、ホットプラグに対応していること。

(16) 常にサーバ及び磁気ディスク装置等の状況を監視し、ハードウェアの障害が発生した場合は、メールによる通報を行えること。

(17) サーバ等構成機器の動作状況及び管理、保守は、全てネットワーク経由で行えること。

(18) システムを正常にかつ自動的にシャットダウンする機能を有すること。

(19) 別途、「3.4.8. ウィルス定義 DB サーバ」により、本装置のウィルス検索及び駆逐が可能であること。

(20) 共有領域に対してアクセスログを採取すること。

3.4.3.2. クローズド環境用ファイルサーバ(一式)

秘匿性の高いデータを一元管理するために、必要なソフトウェアを搭載したサーバを用意すること。

(1) クライアント端末に対して、CIFS (Common Internet File System) によるファイルサーバとして動作すること。

(2) ファイルサービスを行うサーバあるいはノードが、複数台で構成され、障害対策として両現用クラスタ構成(Active-Active)であること。

(3) 制御部は、専用 OS を搭載し、高速処理が可能であること。ネットワーク処理とファイルシステム処理を一体化することにより高速処理が可能である場合は、加点ポイントとして評価する。

(4) ディスクドライブの診断を行う事により、故障の(予兆)監視が可能であること。

故障(予兆)を検出した場合、そのディスクドライブから、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後にホットスペアディスクドライブを

自動的に RAID グループに組み込み、障害予兆が検出されたディスクドライブを RAID グループから切離す機能を有する場合は、加点ポイントとして評価する。

- (5) RAID 上の全データブロックを管理するとともに、書き込み要求毎に一時的にメモリに保存したデータを近傍となる空きブロックへ一括して書き込み処理を実施することでシーク時間を短縮し、高速処理が可能なディスクアクセス方式であること。
- (6) 動的に容量増減を可能とするファイルシステムであること。容量の増減は、即時に行われ、フォーマットやデータの配置動作などが発生しない場合は、加点ポイントとして評価する。
- (7) 故障したハードディスク装置の交換を行う際には、ファイルサーバの運用を停止することなく、交換が可能であり、短時間で利用可能な領域に組み込めること。
- (8) データを格納するディスクの容量は、実効容量として 1.6TB 以上利用可能なこと。
- (9) 停電発生時に備え、ディスク装置部上のキャッシュデータを保護する機構を備えること。
- (10) 共有領域として、Active Directory に登録されたグループ及びユーザ毎にフォルダ単位で書き込み、参照のアクセス権を個別に設定すること。
- (11) 「シンクライアント利用者」が個別に利用できる領域として個人領域ファイルサービスを行うこと。また、ユーザごとに使用量の制限を行うこと。
- (12) 「シンクライアント利用者」全員が同時に接続できるサーバライセンスを有しており、かつデータの読み込み、書き込みが遅滞無く行えることを想定した構成であること。また、日本語のフォルダ名及びファイル名が不具合なく使用する機能を有すること。
- (13) スケジュールバックアップが実行でき、実行時点におけるボリューム内データブロックのマッピングテーブルが作成できるスナップショット機能を有していること。
- (14) 構成される機器は、電源ユニットを二重化しており、ホットプラグに対応していること。
- (15) 常にサーバ及び磁気ディスク装置等の状況を監視し、ハードウェアの障害が発生した場合は、メールによる通報を行えること。
- (16) サーバ等構成機器の動作状況及び管理、保守は、全てネットワーク経由で行えること。
- (17) システムを正常にかつ自動的にシャットダウンする機能を有すること。
- (18) 別途、「3.4.8. ウィルス定義 DB サーバ」により、本装置のウィルス検索及び駆逐が可能であること。
- (19) 共有領域に対してアクセスログを採取すること。

3.4.3.3. ファイルサーバ監査システム(一式)

- (1) クライアント PC から「3.4.3.1. ファイルサーバ」、「3.4.3.2. クローズドファイルサーバ」へのアクセスログを収集する機能を有すること。
- (2) ログは、以下の種類を取得可能なこと。
 - (ア) 選択、読み込み、書き込み、コピー、作成、削除、名前変更、印刷
 - (イ) フォルダ作成、フォルダ削除
 - (ウ) ログオン、ログオフ、ログオン失敗
 - (エ) ドメインログオン、ドメインログオン失敗、アクセス拒否
- (3) ファイルの持出し有無を検知するため、ファイルの読み込みとファイルのコピーを分類する機能を有すること。

- (4) ファイルサーバ, クライアント PC に負荷のかからない方式であること。
- (5) あらかじめ指定した条件に一致するアクセスがあった場合, 管理者へのアラート通知機能を有すること。
- (6) 既存システムのデータを移行すること。ただし, クローズド環境のファイルサーバとデータを分割することが想定されるため, 考慮すること。移行については, 大学入試センターの担当者と協議のうえ, 決定すること。

3.4.3.4. ファイルサーバ系の暗号化共通

情報漏洩や改竄から守るために既存システムの修正をすることなく, Linux, Windows サーバのファイル及び, OracleDB/SQL/PostgreSQL 等のデータやデータベースに対し, 暗号化を行なうこと。なお, 暗号化に関しては, ソフトウェア又はハードディスク自体で暗号化しても良いものとする。

- (1) 装置に書き込まれる全てのデータを暗号化できること。
- (2) アプリケーションから透過的に暗号化, 復号化を実施し, 既存アプリケーションの修正をすることなく暗号化機能を付加することが可能なこと。
- (3) Windows クライアント PC から書き込まれたファイルサーバ内のデータは暗号化して記録する機能を有すること。
- (4) OracleDB/SQL/MySQL/PostgreSQL DB 等の DISK 全体の暗号化が可能なこと。
- (10) 暗号アルゴリズムは, AES(128bit/256bit)/3DES(168bit)/Blowfish(256bit)/RC4(256bit) のいずれか選択が可能なこと。

3.4.4. グループウェアサーバ(1 台)

- (1) 納入されるグループウェアソフトが推奨する動作条件以上の処理能力を有すること。
- (2) グループウェアソフトは, 現在使用しているソフトウェア(サイボウズガルーン4)と同等以上であり, 以下の機能を有すること。
 - (ア) ポータル
 - (イ) リンク集
 - (ウ) スケジュール
 - (エ) 社内メール
 - (オ) 掲示板
 - (カ) ファイル管理
 - (キ) メモ
 - (ク) To Do リスト
 - (ケ) メール
 - (コ) 通知一覧
- (3) 現行のグループウェアソフトのデータ移行については, 業務に支障を来たすことなく移行し, 引き渡し後直ちに運用できること。
- (4) DVD-ROM 機能を有するドライブを有すること。
- (5) ストレージは, ホットスペアディスク1本以上を含む RAID5 または RAID1+0 を構成し, 提供できる実効容量として 600GB 以上を有すること。
- (6) バックアップ用の大容量テープドライブ装置を有すること。ただし集約化が図られていれば

個々に設置しなくてもよい。

- (7) 1000BASE-T/100BASE-TX 対応の LAN ポートを2つ有すること。
- (8) ラックマウントタイプであること。ただし、集約化が図られていればこの限りでない。
- (9) ユーザ名別にファイルの書き込み、作成、コピー、名前変更、削除、フォルダの作成及び削除のログを採取すること。
- (10) ログの保存が1年間可能なハードディスク容量を有すること。また、ログは CSV 形式で自動的にエクスポートが可能であること。
- (11) 「シンクライアント利用者」やサーバにソフトウェアのインストールを必要としないこと。
- (12) 収集したログは、データベース形式で保存し、日時、曜日、時間帯等の複数の条件を指定して、アクセスログの検索が可能であること。

3.4.5. プロキシサーバ(1 台)

- (1) WEB/FTP Proxy システムを構築し、PROXY 機能を提供すること。
- (2) OS は、Red Hat Enterprise Linux 6.6 と同等以上であること。
- (3) DDR4 2133 RDIMM に準拠したメモリを 8GB 以上有すること。
- (4) ストレージは、ホットスペアディスク1本以上を含む RAID5 または RAID1+0 を構成し、提供できる実効容量として 600GB 以上を有すること。
- (5) CPU は、Intel 社製 Xeon プロセッサ E5-2640V3 と同等以上の性能を有するものを2個以上搭載していること
- (6) サーバは、100/1000BASE-T インタフェースを 2 ポート以上有すること。
- (7) サーバは、指定したネットワークセグメントに 1Gbps 以上の性能で接続すること。
- (8) http, https の通信に関して、事務用クライアントの Web プロキシ、キャッシュ及び URL フィルタリングを行うこと。
- (9) 管理者がカテゴリごとにフィルタリングの有効/無効を切り替えられること。
- (10) フィルタリングは、ユーザのアクセスに対して、警告表示のみと遮断の 2 種類以上が利用する機能を有すること。
- (11) ラックマウントタイプであること。ただし、集約化が図られていればこの限りでない。
- (12) アンチウィルスソフトを有すること。
- (13) アンチウィルスソフトウェアは、契約期間中、最新のパターンファイルを適用すること。
- (14) 本機能、性能を満たす場合アプライアンス製品での提案を可とする。

3.4.6. DNS サーバ(2 台:外向け, 内向け)

- (1) CPU は、Intel 社製 Xeon プロセッサ E5-2640 V3 と同等以上の性能を有するものを2個以上搭載していること。
- (2) DDR4 2133 RDIMM に準拠したメモリを 8GB 以上有すること。
- (3) ストレージは、ホットスペアディスク1本以上を含む RAID1+0 若しくは RAID5 で構成し、提供できる実効容量として 600GB 以上を有すること。
- (4) OS は、Red Hat Enterprise Linux 6.6 と同等以上であること。
- (5) バックアップ用の大容量テープドライブ装置を有すること。ただし、集約化が図られていれば個々に設置しなくてもよい。

- (6) ネットワークインタフェースは、100/1000BASE-T のインタフェースを 2 個以上有すること。
- (7) ラックマウントタイプであること。ただし、集約化が図られていればこの限りでない。
- (8) DVD-ROM 機能を有するドライブを有すること。
- (9) DNS サーバソフトウェアとして BIND9 あるいはこれと同等以上の性能を有する DNS サーバを搭載し、DNS サーバとして機能すること。
- (10) アンチウイルスソフトを有すること。
- (11) アンチウイルスソフトウェアは、契約期間中、最新のパターンファイルを適用すること。
- (12) 本機能、性能を満たす場合アプライアンス製品での提案を可とする。

3.4.7. メールサーバ(2 台:外向け, 内向け)

- (1) CPU は、Intel 社製 Xeon プロセッサ E5-2640v3 と同等以上の性能を有するものを2個以上搭載していること。
- (2) DDR4 2133 RDIMM に準拠したメモリを 8GB 以上搭載すること。
- (3) ストレージは、ホットスペアディスク1本以上を含む RAID1+0 若しくは RAID5 で構成し、提供できる実効容量として 600GB 以上を有すること。
- (4) DVD-ROM 機能を有するドライブを有すること。
- (5) OS は、Red Hat Enterprise Linux 6.6 と同等以上であること。
- (6) バックアップ用の大容量テープドライブ装置を有すること。ただし、集約化が図られていれば個々に設置しなくてもよい。
- (7) 1000BASE-T/100BASE-TX 対応の LAN ポートを2つ以上有すること。
- (8) ラックマウントタイプであること。ただし集約化が図られていればこの限りでない。
- (9) Sendmail あるいはこれと同等以上の性能を有する MTA(Message Transfer Agent)を搭載し、Mail サーバとして機能すること。
- (10) スпамフィルター機能を有すること。
- (11) アンチウイルスソフトを有すること。
- (12) アンチウイルスソフトウェアは、契約期間中、最新のパターンファイルを適用すること。

3.4.8. ウィルス定義 DB サーバ(1 台)

- (1) クライアント数 300 台以上に対応してウィルス定義ファイルを提供する機能を有すること。
- (2) CPU は、Intel 社製 Xeon プロセッサ E5-2640V3 と同等以上の性能を有するものを 1 個以上有すること。
- (3) DDR4 2133 RDIMM に準拠したメモリを 8GB 以上搭載すること。
- (4) ストレージは、ホットスペアディスク2本以上を含む RAID5 または RAID1+0 を構成し、提供できる実効容量として 600GB 以上を有すること。
- (5) DVD-ROM 機能を有するドライブを有すること。
- (6) バックアップ用の大容量テープドライブ装置を有すること。ただし、集約化が図られていれば個々に設置しなくてもよい。
- (7) ネットワークインタフェースは、100/1000BASE-T のインタフェースを 2 個以上有すること。
- (8) ラックマウントタイプであること。ただし、集約化が図られていればこの限りでない。
- (9) アンチウイルスソフトを有すること。

- (10) アンチウイルスソフトウェアは、契約期間中、最新のパターンファイルを適用すること。
- (11) ウィルス対策ソフトウェアのウィルスDBをインターネット経由で取得し、所内LANに接続されたパーソナルコンピュータが起動された際には、自動的に最新のウィルスDBをインストールすること。
- (12) 「3.4.3.1 ファイルサーバ」についてスケジュールされたウィルススキャンを定期的に行う可能なこととし、短時間で処理できるよう設計すること。なお、ウィルススキャンの実行時間の短縮のため仮想スキャンサーバを複数構築しても構わない。

3.4.9. サーバ共通(3.4.4./3.4.5./3.4.6./3.4.7./3.4.8)

- (1) サーバの状態に関係なく動作可能なリモート管理機能を有すること。
- (2) リモート管理機能は、サーバの状態に関係なく、遠隔からサーバ電源/リセット制御を行えること。
- (3) リモート管理機能は、サーバの状態に関係なく、以下の項目が監視する機能を有すること。
 - (ア)サーバ死活
 - (イ)温度
- (4) リモート管理機能は、異常の発生をリモートへ通知する機能を有すること。
- (5) リモート管理機能は、管理インタフェースとして、Web インタフェースを有すること。
- (6) サーバ運用を補助する以下の機能を搭載すること。その場合は、ソフトウェアまたはサーバ実装のいずれかで実現しても構わない。
 - (ア)サーバで発生した障害や異常を検知し、メール、SMNP トラップへのポップアップで通知する機能を有すること。CPU、ファン、温度、メモリ、HDD・RAID、バス、OS ハングアップ状態を監視する機能を有すること。
 - (イ)リモート端末のドライブをサーバのデバイスとして利用する機能を有すること。またリモートからの電源制御(電源投入/強制再起動)によりサーバを操作する機能を有すること。
 - (ウ)Web ブラウザ経由でサーバの状態を確認する機能を有すること。
 - (エ)故障・異常箇所を確認する機能を有すること。サーバの実装イメージに合わせたグラフィカルな形式で表示できる場合は、加点ポイントとして評価する。
 - (オ)障害通知のあったサーバ特定のため、サーバ本体に装置識別灯のような手段を持つこと。
 - (カ)CPU、メモリ、ディスク、ネットワークの監視状況をグラフィカルな形式で確認する機能を有すること。
 - (キ)電源 ON/OFF を伴うサーバのスケジュール運転が設定する機能を有すること。
 - (ク)サーバ監視で取得した情報を定期的に保存可能で、過去のサーバ情報を参照し現在の状態と比較できること。
 - (ケ)OS ハング状態発生時に自動的に再起動処理できること。
 - (コ)温度センサー異常やファン異常を検出した際に管理者等に通知あるいは自動でシャットダウンする機能を有すること。
- (7) 各サーバは、下記のマルウェア対策、アクセス制御、証跡管理を行うこと。
 - (ア)サーバに対する未知のウィルス・不正プログラム感染等への対策機能として、実行を許

可するプログラムをホワイトリスト化し、ホワイトリストに存在しないプログラムの実行を防止できる機能を有すること。

(イ)特権ユーザ(root)を含むシステム管理者であっても、特定のプログラムの実行を防止できる機能を有すること。

(ウ)実行を許可したいプログラムを指定し、ホワイトリストに追加できる機能を有すること

(エ)ホワイトリスト作成時にプログラムのハッシュ値を取得するなど、システムに負荷を掛ける手段は避けること。

(オ)サーバへのアクセスを業務上必要な者に限るために、全てのユーザ、プロセスに対して強制的にアクセス制御を実行できる機能を有すること。

(カ)サーバに対する不正アクセスを防止するために、システム管理者であっても、保護された領域へのアクセスを不可とすることができること。

(キ)セキュリティ事故による被害を最小化するため、サーバ管理者の権限を最少化させることができること。

(ク)セキュリティ事故による被害を最小化するため、サーバ管理者であっても、サーバの重要なサービスや保護されたプロセスは、停止不可とすることができること。

(ケ)セキュリティ事故による被害を追跡調査できるよう、ログの改ざん禁止を目的とし、ログに対して特権ユーザー(root)を含め、書き込みや削除の禁止設定をすることができること。

(コ)セキュリティ事故及び不正の原因を事後に追跡するための機能として、OS 機能では、残らない詳細ログ(OS コマンドレベル)を収集することができること。

(サ)攻撃に利用されたユーザやプロセス、マルウェアファイルなどを事後に調査するための詳細ログを収集することができること。

(8) 3.4.4./3.4.5./3.4.6./3.4.7./3.4.8.のサーバについては、物理サーバでも仮想サーバの何れでも良いものとするが、仮想環境で構築する場合は、加点ポイントとして評価する。ただし、仮想サーバとする場合は、以下の要件を満たすこととする。

(ア) vCPU:仮想環境においてサーバに2コア以上のCPUを割り当てること

(イ) vMEM:仮想環境においてサーバにメモリを8GB以上割り当てること

3.5. ログ収集システム(1台)

(1) 本調達に係る全てのネットワーク機器、サーバ、ストレージのログを一元管理することができること。

(2) 収集したログをリアルタイムに検索、分析できること。

(3) WEB ブラウザ経由で、ログの検索、分析、レポート表示、レポート出力ができること。

(4) 収集したログを自動的に圧縮する機能を有すること。

(5) 表示したレポートを csv 形式、pdf 形式で保存可能なこと。

(6) 検索結果に基づいたアラートの通知、アクション実行が可能なこと。

(7) ログレポート機能として、HTTP(HyperText Transfer Protocol)、Syslog(System log)、SNMP(Simple Network Time Protocol)、SMTP(Simple Mail Transfer Protocol)メールに対応していること。

3.6. 監視システム(1台)

- (1) ネットワーク上の SNMP 情報を元に監視対象のデバイスを検出する機能を有すること。
- (2) IP アドレスの範囲をスキャンして監視対象のデバイスを検出する機能を有すること。
- (3) 監視対象のデバイス同士の接続をグラフィカルに表示する機能を有すること。
- (4) 監視対象の障害の有無が視覚的に確認する機能を有すること。
- (5) SNMP にて取得した情報をグラフでモニタリングする機能を有すること。
- (6) デバイスのネットワーク I/F 毎に通信状況を監視可能なこと。
- (7) 監視対象にて障害が発生した際に, Email, Web アラーム, Windows ポップアップ, 外部プログラム, SMNPTRAP でのいずれかで通知する機能を有すること。
- (8) 障害復旧時に Email にて通知する機能を有すること。
- (9) デバイスの稼働状況のレポートを出力する機能を有すること。
- (10) Web インタフェースは, 日本語化可能なこと
- (11) 別途調達される振る舞い検知システムとの連携を想定し, 機種選定・設計・設定を行うこと。
また, 既存システムを組み込むうえで, 必要となる作業, 既存ネットワーク機器やサーバにおける設計・設定・検証作業を行うこと。

3.7 会計システム(一式)

3.7.1. 会計システム管理サーバ(1 台)

- (1) OS は VMware vSphere 6 と同等以上であること。
- (2) CPU は, Intel 社製 Xeon プロセッサ E5-2640V3 と同等以上の性能を有するものを2個以上搭載していること。
- (3) DDR4 2133 RDIMM に準拠したメモリを 24GB 以上搭載すること。
- (4) メモリキャッシュは 128MB 以上を有すること。
- (5) 内蔵ハードディスクは, 回転速度 10,000rpm 以上の SAS で 300GB 以上のハードディスク 4 本以上でホットスペアディスク1本以上を含む RAID1+0 若しくは RAID5 で構成し, 提供できる実効容量として 3.2TB 以上を有すること。
- (6) DVD-ROM 機能を有するドライブを有すること。
- (7) NIC(ネットワークインタフェースカード:Network Interface Card)は, 1Gbps を2ポート有すること。
- (8) UPS を有し, UPS からの停電信号を受けシステムを正常にかつ自動的にシャットダウンする機能を有すること。ただし, 集約化されていれば個々に設置しなくともよい。
- (9) 構成される機器は電源ユニットを二重化しており, ホットプラグに対応していること。
- (10) サーバの状態に関係なく動作可能なリモート管理機能を有すること。
- (11) リモート管理機能は, サーバの状態に関係なく, 遠隔からサーバ電源/リセット制御を行えること。
- (12) リモート管理機能は, サーバの状態に関係なく, 以下の項目が監視する機能を有すること。
 - (ア) サーバ死活
 - (イ) 温度
- (13) アンチウィルスソフトを有すること。

- (14) アンチウイルスソフトウェアは、契約期間中、最新のパターンファイルを適用すること。
- (15) リモート管理機能は、異常の発生をリモートへ通知する機能を有し、管理インタフェースとして、Web インタフェースを有すること。
- (16) 収集したログはデータベース形式で保存し、日時、曜日、時間帯等の複数の条件を指定して、アクセスログの検索が可能であること。
- (17) ラックマウントタイプであること。ただし集約化が図られていればこの限りでない。
- (18) 各サーバ内でデータをバックアップすること。
- (19) ディスクドライブの診断を行う事により、故障の予兆監視が可能であること。予防交換が必要と判断したディスクドライブについて、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後に自動切替えを行う機能を有すること。
- (20) 論理ボリュームを仮想化し、それに割り当てる物理ディスクは実際に使用するだけのストレージ容量とすることで、ストレージ容量の効率的な利用と初期投資の抑制が可能であること。
- (21) 全データを短時間で複製ボリュームに論理的にコピーする機能を有すること。
- (22) 各サーバは、マルウェア対策、アクセス制御、証跡管理を行うこと。
- (23) 仮想 OS として、以下を満たす AP サーバ 1 台、DB サーバ 1 台を用意すること。
 - (ア) OS は、Red Hat Enterprise Linux 5.4 で 6.6 と同等以上にバージョンアップ可能であること。
- (24) ミドルウェアとして以下を準備し、インストール代行すること。商用ソフトウェアについては、必要なライセンスを有すること。
 - (ア) ミドルウェア(Apache2, Tomcat7.0) の入手及びインストールを代行すること。
 - (イ) データベースは、PostgreSQL (ポストグレエスキューエル) 9.2.10 を入手及びインストールを代行すること。
 - (ウ) ミドルウェア(Java のバージョンの JDK/JRE - 8.0)の入手及びインストールを代行すること。

3.7.2. 会計システム管理用パソコン(1 台)

- (1) デスクトップ省スペース型パソコンであること。
- (2) OS は、Microsoft Windows 8.1Professional 以上で Microsoft Windows 7 SP1 にダウングレード可能であること。なお、ダウングレード製品がない場合は、Microsoft Windows 7 SP1 を用意すること。
- (3) CPU は、インテル Core i3-4160 プロセッサと同等以上であること。
- (4) システムメモリについては、8GB 以上のメモリを有すること。なお、16GB 以上の場合には、加点ポイントとして評価する。
- (5) ディスクの回転速度は 7,200rpm 以上で 500GB 以上の容量の HDD 又は SSD 装置を内蔵すること。
- (6) スーパーマルチドライブを有すること。
- (7) 15 インチ以上で解像度 1280×1024 において、1677 万色以上表示可能な TFT 液晶ディスプレイを有すること。
- (8) JIS 配列若しくは OADG 配列準拠の 109 日本語キーボードを有すること。
- (9) ポインティングデバイスとしてマウスを有すること。

- (10) ライン入出力, マイク入力, ヘッドホン出力端子を有すること。
- (11) RS-232C D-SUB9 ピン(オス)のシリアルポートを 1 個以上有すること。
- (12) インタフェースは, 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応のポートを有すること。
- (14) USB 2.0 準拠以上の USB ポートを 3 個以上有すること。
- (15) マルウェア(ウイルス, ワーム, ボット等)による脅威に備えるため, マルウェアの感染を防止する機能を備えるとともに, 新たに発見されるマルウェアに対応するために機能の更新が可能であること。
- (16) アンチウイルスソフトウェアは, 契約期間中, 最新のパターンファイルを適用すること。
- (17) フリーソフトウェア, 「Adobe Reader 日本語版」の最新版の入手およびインストールを代行すること。
- (18) 筐体は, 横置きが可能であること。
- (19) 本調達機器等は可能な限り省スペース設計, 省電力設計であること。国際エネルギースタープログラムの認定を取得又は準拠していること。また, 原則として, 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定)」に規定された基準及び配慮事項を満たす製品であること。
- (20) 本体の簡易メンテナンスなど, 長期に利用できる工夫が施されていること。
- (21) フルハイト PCI スロットを有すること。
- (22) その他, 次の仕様を満たすこと。
 - (ア) 製造メーカーにおいて, 法人向け製品として製造・販売されていること。
 - (イ) 情報漏出を防止するため, HDD/SSD 障害発生時に HDD/SSD に記録されたデータの情報セキュリティ対策のため, 交換後故障した HDD/SSD はデータ消去または破壊すること。なお, 交換した HDD/SSD は管理の上, データ消去または破壊証明書を発行し, 提出すること。
 - (ウ) ワイヤロック等でクライアント端末本体の盗難防止が可能なこと。
- (23) 環境配慮に関して, 次の仕様を満たすこと。
 - (ア) 省エネ法に基づくエネルギー消費効率について, 省エネ基準達成率が AA 以上であること。

3.8. 無停電電源装置(UPS)(一式)

無停電電源装置(UPS)として, 以下の仕様を満たすハードウェアを納入すること。

- (1) 本システムでデータ消失等の可能性のあるサーバや重要なネットワーク機器等は, 安全性を考慮し, UPS に全て接続すること。
- (2) EIA 規格 19 インチラックに搭載可能であり, 3U 以下のラックマウント型であること。
- (3) 常時商用方式であり, AC100V 入出力であること。
- (4) 入力端子形状は, 並行 2 極アース付き(NEMA 5-15P)固定とすること。
- (5) IEEE802.3規格に準拠した 10BASE-T/100BASE-TX の管理用ポートを 1 つ以上持つこと。

3.9. 機器収納ラック(一式)

- (1) 3.4～3.8 の各装置のうちラックマウントタイプについて格納できること。

- (2) 熱対策が考慮された設計になっていること。
- (3) 一時作業用として電源コンセントを 10 口以上有していること。
- (4) 前面及び背面には、扉を設けること。また、施錠等盗難対策が取られていること。
- (5) 転倒防止のため、床面に基台を設置し、ラック本体を搭載すること。
- (6) 収容するサーバの台数に応じたマルチ(複数台)でコントロール可能な KVM スイッチ (Keyboard/Video/Mouse switch) を搭載し、未使用時 3U 以下の高さで収納できること。
- (7) ラック搭載型のフラットディスプレイ(キーボード付き)を搭載し、対角 17 インチ以上で解像度 1280×1024 において 1677 万色以上表示可能な TFT 液晶ディスプレイを有していること。
- (8) 日本語キーボード機能を有していること。
- (9) ポインティングデバイスを有していること。
- (10) 設置及びサーバの収納については、大学入試センターの指示に従うこと。

3.10. 職員用シンクライアント端末(130 台)

- (1) DHCP により IP アドレス等のネットワーク接続に必要な基本情報を取得すること。
- (2) USB メモリ等の外部媒体の利用について管理者が有効/無効を設定する機能を有すること。
- (3) 動作上必要以外の通信は、行わないよう設定すること。また管理者により設定が変更可能であること。
- (4) 端末本体には、データ保存用のハードディスクを搭載しないこと。
- (5) 「3.4.2. シンクライアントシステム」で実行された画面情報を RDP (Remote Desktop Protocol) プロトコルまたは、ICA (Independent Computing Architecture) プロトコル、または PCoIP (PC-over-IP) プロトコル等の機能・性能を持つプロトコルにより表示すること。
- (6) 17 インチ以上で解像度 1920×1080 において 1677 万色以上表示可能なノンブレア TFT 液晶ディスプレイを有すること。
- (7) デスクトップ型端末については、1000BASE-T/100BASE-TX に対応した Wakeup on LAN ポート有していること。
- (8) 端末本体に USB 3.0 準拠以上に対応したインタフェースを有していること。
- (9) デスクトップ型端末については、幅 460mm 未満のテンキー及びカーソルキーつき 109 配列日本語キーボードを有していること。
- (10) ホイール付きのレーザーマウスもしくは光学マウスを有していること。
- (11) 端末本体は、再起動により設定した初期状態に復帰すること。また、本体端末に設定をすることなく、設定情報の集中管理が可能であること。
- (12) 端末本体起動時には、利用者に端末本体の OS を意識させずにリモートのデスクトップへのログオン画面を表示させること。なお、電源投入後 30 秒以内にログオン画面が表示可能な場合には、加点ポイントとして評価する。
- (13) Microsoft Office 2013 Professional と同等以上の日本語ワープロ、表計算ソフト、データベースシステム、プレゼンテーションソフトを含む統合オフィスソフトを有すること。
- (14) フリーソフトウェア、「Adobe Reader 日本語版」の最新版の入手およびインストールを代行すること。
- (15) フリーソフトウェア、「一太郎ビューア」の最新版の入手およびインストールを代行すること。

3.11. ファットクライアント端末(80 台)

(1) ハードウェアの特質, 要件

(ア) ノート型パソコンであること。

(イ) CPU は, インテル Core i5 以上で, クロック周波数は, 2GHz 以上を有すること。

(ウ) 主記憶メモリについては, 8GB 以上のメモリを有すること。

(エ) 補助記憶装置は, 250GB 以上の HDD を有すること。なお, SSD の場合には, 加点ポイントとして評価する。

(オ) 次の規格に適合する光学ドライブを1台, 内蔵していること。

- CD-ROM・CD-R : 読込最大 24 倍速以上
- CD-R : 書込最大 8 倍速以上
- DVD-ROM・DVD-R・DVD+R : 読込最大 8 倍速以上
- DVD-R・DVD+R: 書込最大 8 倍速以上

(カ) インタフェースは, 次の仕様を満たすこと。

- a. IEEE802.3 規格に準拠した 100BASE-TX/1000BASE-T に対応したネットワークインタフェースを有していること。
- b. USB2.0 又は USB3.0 インタフェースを4ポート以上有すること。

(キ) キーボード, マウス, ディスプレイは, 次の仕様を満たすこと。

- a. JIS 配列若しくは, OADG に準拠した日本語キーボードであること。
- b. マウスは, 光学式で USB 対応であること
- c. 15 インチ以上(16:9)のワイド TFT カラー液晶で 1920×1080 ピクセル以上の表示機能を有すること。

(ク) その他, 次の仕様を満たすこと。

- a. 製造メーカーにおいて, 法人向け製品として製造・販売されていること。
- b. 情報漏出を防止するため, HDD/SSD の障害発生等で交換が必要になった場合, 故障したHDD/SSDはデータ消去または破壊すること。なお, 交換したHDD/SSDは管理の上, データ消去または破壊証明書を発行し, 提出すること。
- c. ワイヤロック等でクライアント端末本体の盗難防止が可能なこと。

(ケ) 環境配慮に関して, 次の仕様を満たすこと。

- a. 本調達機器等は可能な限り省スペース設計, 省電力設計であること。国際エネルギースタープログラムの認定を取得又は準拠していること。また, 原則として, 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定)」に規定された基準及び配慮事項を満たす製品であること。
- b. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率について, 省エネ基準達成率が AA 以上であること。

(2) ソフトウェア要件

(ア) オペレーティングシステムは, 現在のアプリケーションとの互換性のため Windows 8.1Professional と同等以上のクライアント OS であること。

(イ) インターネットブラウザは互換性のため標準のインターネットブラウザ(Microsoft IE11.0

以上のマイクロソフト社の WWW ブラウザを有すること。)であること。

(ウ) マルウェア(ウイルス, ワーム, ボット等)による脅威に備えるため, マルウェアの感染を防止する機能を備えるとともに, 新たに発見されるマルウェアに対応するために機能の更新が可能であること。

(エ) アンチウイルスソフトウェアは, 契約期間中, 最新のパターンファイルを適用すること。

(オ) Microsoft Office 2013 Professional と同等以上の日本語ワープロ, 表計算ソフト, データベースシステム, プレゼンテーションソフトを含む統合オフィスソフトを有すること。

(カ) フリーソフトウェア, 「Adobe Reader 日本語版」の最新版の入手およびインストールを代行すること。

(キ) フリーソフトウェア, 「一太郎ビューア」の最新版の入手およびインストールを代行すること。

(ク) (オ)~(キ)については, 台数分用意すること。

3.12. モノクロカット紙レーザープリンタ(20 台)

(1) 印刷方式は, 乾式電子写真方式であること。

(2) 1200dpi×1200dpi 以上の解像度を有していること。

(3) A4 横印刷出力時, 1 分あたり 35 ページ以上の印刷が可能なこと。

(4) A3, B4, A4, B5 サイズのカット紙を収納できる給紙カセットを有し, 一つの給紙カセットから 500 枚以上を給紙する機能を有すること。

(5) 給紙カセットが 2 段以上であること。

(6) ハガキ, ラベルの印刷する機能を有すること。

(7) 手差し給紙トレイを有していること。

(8) 両面印刷, 縮小印刷, 複数ページを 1 枚に集約した印刷(ページアップ)が可能なこと。

(9) インタフェースとして, 100/1000Base-T を1個以上, USB 2.0 又は USB 3.0 コネクタを1個以上有していること。

(10) 電源投入から印刷可能となるまでの時間は, 25 秒以内であること。また, 休止からウォームアップ時間は, 20 秒以内であること。

(11) ファーストプリントタイムが8秒以内であること(給紙トレイからの給紙の場合)。6 秒以内の場合は, 加点ポイントとして評価する。

3.13. データ移行

移行作業においては, 事務系電子計算機及び業務系電子計算機システムの利用方法および運用管理方法を考慮した上で, 提案・入札およびシステム構築作業を行うこと。また, 既存システムを継続利用しているので, これらの業務に影響しない形での構築作業および移行作業を行うこと。

現行稼働中のシステムから下記のデータとサービスを引き継ぎ稼働させること。なお, 移行の詳細範囲については, 大学入試センターと協議し, 指示に従うこと。

(1) 現行利用者管理サーバにて保持しているユーザアカウント情報(200 名)

(2) 現行ファイルサーバにて保持している各部署の全てのデータ(約 3TB)

(3) 現行のガルーンの掲示板文書データと全メールデータ, 予定データをユーザアカウント毎

に移行する。

ただし、掲示板文書データは、一旦全てバックアップし、過去2年分を有効データとして移行する。(約1TB)

(4) ウィルス対策用パラメータやパターンファイルデータは、同一製品のソフトウェアの場合に限り、セキュリティ対策管理サーバよりウィルス対策サービスを移行する。(1GB)

(5) 現行のシンクライアント環境(デスクトップ等)の移行(10GB×160台)

(6) ユーザ毎のIEのお気に入り情報

(各部署の個人で行なわせる場合は、移行操作マニュアルを提示すること)

(7) 財務会計システムについては、財務課総務係の指示に従い移行すること。

なお、移行作業は、財務課総務係と協議のうえ、現行システムのインストール作業、データ移行等の作業内容を確認し、決定すること。また、移行後はシステムの動作検証をすること。

第4章 保守要件

4.1. 基本要件

本件は日常のバックアップ運用やヘルプデスク対応は行わず、運用管理業者（ヘルプデスク）を支援するものである。

以下の保守やサポートの実績については、月初（営業日の3日まで）に報告書を提出すること。なお、保守作業の内容（日時、担当、原因、調査、対策）や交換部品等が明記された作業完了報告書を都度提出すること。また、サポートについては、日時別に 5W1H 形式で纏め、完了・未完了・完了予定等が判別できること。様式については、A4縦書式とし、MicroSoft Office Word 2010、Microsoft Office Excel 2010 以降で作成したものとする。

（1）受注者は、下記に示す条件を満たす保守体制を用意すること。なお、保守対応とは、問い合わせ受付窓口対応、ハードウェア保守対応、ソフトウェア保守対応の総称を示すものとする。

（2）保守期間は、賃貸借期間が終了するまでとする。なお、保守期間中にハードウェア及びソフトウェアのサポート期間が終了しないこと。

（3）受注者は、保守対応における責任体制を明確にするため、担当者名を明記した保守体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、大学入試センターの承諾を得ること。

（4）障害発生時には、大学入試センター及び運用管理業者と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。

（5）調達機器について、技術的サポートを行うこと。また、今後の運用中に調達機器と他の機器との接続及び別途調達したソフトウェアを大学入試センター又は運用管理業者がインストールするような場合、大学入試センターと密接に連絡が取れる体制にあり、連絡があった場合は支援すること。

（6）サーバ及びネットワーク機器に障害が発生したときは、受注者の受付後2時間以内に状況の確認、原因の調査を開始すること。なお、システムの復旧は障害状況の確認後4時間以内に実施し、報告書を提出すること。

但し、復旧が困難な障害については、3営業日以内に解決を目指すこととし、それ以降かかる場合には、大学入試センターと協議の上、善後策を講じること。

（7）保守対応は、日本語で実施すること。

4.2. 問い合わせ受付窓口対応

（1）受注者は、大学入試センター及び運用管理業者からの本システムに関する問い合わせや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問い合わせ受付窓口を設け、大学入試センターに対

して適切な回答ができるように、提案するシステム、稼働させるハードウェア、ネットワーク、セキュリティの環境、特性を熟知し、十分な技術支援、運用支援体制を有すること。

(ア) 電話、電子メール、FAX、郵送等による保守・運用に関する技術的問い合わせに対応する体制を有すること。

(イ) 受注者は、提案するシステムの機能修正、不具合対応等、運用に必要な情報を提供すること。

(ウ) 受注者は、連絡体制、担当保守員を含む保守体制を記載した資料を提出すること。

(エ) 大学入試センターにおけるサーバ及びネットワーク機器に障害が発生した際には、受注者の受付後 2 時間以内に保守員が到着し、状況の確認、原因の調査を開始すること。なお、システムの復旧は、障害状況の確認後4時間以内に実施し、報告書を提出すること。

(オ) 本システムのプログラムの不具合、システムの不具合によるシステム修正については、迅速に改修作業を行うこと。

(カ) 提案するシステムの運用に、影響を及ぼす恐れのあるセキュリティ情報を速やかに提供すること。

(キ) サーバ内の不要なデータ(.tmp 等の不要なファイル) 清掃を実施し、報告すること。

(ク) 大学入試センターより問い合わせがあった内容は、2時間以内に回答するよう努め、問い合わせ内容は全て記録し、以下を網羅した内容の報告書を月初めに提出すること。

(誰が、何の問い合わせを、いつ(日時)、種別(電話、電子メール、FAX、郵送)、どのような回答内容(いつ、誰が)、完了(解決)の有無)

(2) 問い合わせの受付時間は、休日・祝祭日・休業日を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 18:00(原則として当日対応)までとする。ただし、センター試験(本試験、追試験)、大学への成績提供のある休日・祝祭日・休業日及び大学入試センターが緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合は、この限りではない。

(3) 年に1～2回程度、休日における停電作業を予定しているため、作業に伴い障害が発生した際には、必要に応じて、保守対応を行うこと。なお、障害復旧に係る OS やバックアップデータのリストア作業は、運用管理業者が実施するため、本調達の範囲外とする。

(4) 受け付けた問い合わせをインシデントとして管理し、インシデントのクローズまで、対応を継続すること。

(5) 障害について対応したときは、障害報告書を作成し、大学入試センターに報告すること。

(6) システム保守の受付時間(24H/365 日)は、電話によるサポートを随時行うこと。

4.3. システム保守対応

(1) 本調達システムにおいて、運用開始後、障害発生時の一時切り分け及び運用管理支援については、運用管理業者が行うこととする。なお、重大障害発生時や切り分け困難時等、本調達で納品されたハードウェア及びソフトウェアの各製造元(メーカー)が単独では解決できない事象

発生を想定し、受注者において、ハードウェア・ソフトウェアで構成されるシステム全体の保守を実施すること。

(2) 受注者は、対応依頼を受け付けた障害を解消するため、適切かつ迅速な対応を行うこと。必要に応じて、各メーカーと協力し、ハードウェア保守対応、ソフトウェア保守対応を行うこと。

(3) システム保守対応の対応時間は、問い合わせ受付窓口対応の受付時間に準ずる。ただし、対象製品の故障の重要度、緊急度が大きいと判断した場合、大学入試センターから要請した場合は、この限りでない。なお、対応時間外のシステム保守対応については、本調達に含まないものとする。

(4) 発生した障害に対して解析を行い、原因を究明し、再発防止策を検討すること。

サーバ及びネットワーク機器等のシステムに障害が発生したときは、受注者の受付後2時間以内に状況の確認、原因の調査を開始すること。なお、システムの復旧は、障害状況の確認後、原則4時間以内に実施すること。

但し、復旧が困難な障害については、3営業日以内に解決を目指すこととし、それ以降かかる場合には、大学入試センターと協議の上、善後策を講じること。

(5) 本調達内容に関する大学入試センター及び運用管理業者からの問い合わせ、相談に応じること。

4.4. ハードウェア保守対応

(1) 各ハードウェア障害時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受注者の負担により常時正常な稼動を保証すること

(2) 本調達機器の保守に関して、メーカー等が提供するハードウェア保守サービスに準ずる安定したサポート及び保守サービス品質の維持を図ること。なお、各ハードウェアの保守サービスレベルについては、24時間×7日間/週のオンサイト保守対応とすること。

(3) 調達機器に障害が発生した場合、(2)の保守サービスレベルの範囲で、ハードウェア障害と判断された時点から、原則2時間以内に技術者を派遣し、障害装置の修復、故障部品の修理にあたるものとする。なお、賃貸借及び保守期間中は、必要な交換部品を必ず提供することが可能なこと。

(4) 受注者は、問い合わせ受付窓口対応の受付時間外における障害に備えるため、各ハードウェア及びソフトウェアのメーカー等へ、大学入試センター及び運用管理業者から直接問い合わせが可能な窓口を用意すること。

(5) ハードウェアの修理又は交換を行う際に、ラックからの取り外しや、据え付け・調整作業が必要な場合は、実施すること。また、必要に応じて、大学入試センターと協議のうえ、設定内容の再

投入等, 設定作業を行うこと。

(6) 修理対応後, 障害個所の修理又は交換後, 機器が適正に機能するか動作確認すること。

(7) 保守期間中, ハードウェアに対する修正ファームウェアの適用要否に関する情報を大学入試センターに対し提供すること。また, 大学入試センターがファームウェアの修正が必要と判断した場合, 受注者が適用作業を行うこと。

(8) 1年に1回以上本調達に係る全ての機器の定期点検を行うこと。

(9) 本調達ハードウェアに搭載された HDD/SSD に障害が発生した際に, 当該 HDD/SSD を取り外し交換した場合, 故障した HDD/SSD は破砕すること。なお, HDD/SSD の破砕証明書(破砕前後の写真含む)を発行し, 提出すること。

4.5. ソフトウェア保守対応

(1) 受注者は, ソフトウェア(OS 含む)に関する問い合わせ, セキュリティ情報等の提供, 障害発生時における解決支援に対応すること。

(2) 納入したソフトウェアに対する修正パッチ及び修正モジュールがメーカーより提供された場合, 大学入試センター又は運用管理者によるこれらの適用要否の問い合わせに対しては, 対応を行うこと。

修正パッチ及び修正モジュールの適用については, 運用管理者にて実施するものとする。なお, 適用中に不測の事態が発生した場合には, 大学入試センター又は運用管理者からの問い合わせに対しては遅滞なく対応すること。

第5章 役務作業要件

5.1. 作業体制の条件

- (1) 本調達の実施を担保するためのプロジェクト体制を整えること。
- (2) プロジェクト体制表の作成にあたっては、作業責任者、役割、連絡先を明確にすること。
- (3) プロジェクトマネージャについて、以下の各条件を満たすこと。
 - (ア) 過去3年以内に実施された、本件と同等の規模(利用者数:200人以上)の案件において、プロジェクトマネージャを務めた経験を有していること。なお、上記業務の受注実績を示す文書を提出すること。
 - (イ) システム設計・構築・運用等の業務経験を10年以上有していること。
 - (ウ) PMI(Project Management Institute)のPMP(Project Management Professional)の認定者であるか、「情報処理の促進に関する法律」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうちのプロジェクトマネージャ試験の合格者であるか、「ITスキル標準 V3 2011」(平成24年3月26日 独立行政法人 情報処理推進機構)における「プロジェクトマネジメント」のいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度ともにレベル4以上に相当する知識・経験を有すること。
- (4) 作業員について、以下の各条件を満たすこと。
 - (ア) 過去3年以内に実施された、本件と同等の規模(利用者数:200人以上)の案件において、技術作業にあたった経験を有していること。なお、左記業務の受注実績を示す文書を提出すること。
 - (イ) 責任者は「情報処理の促進に関する法律」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうち、ネットワークスペシャリスト試験の合格者であるか、ITスキル標準 V3 2011における「ITスペシャリスト」のいずれかの専門分野で達成度指標及びスキル熟達度ともにレベル3以上に相当する知識・経験を有すること。
- (5) 原則としてプロジェクト体制の変更は認めないこととする。ただし、進捗に著しい遅れが発生した等で要員の追加及び作業担当者の変更がやむを得ない場合は、速やかに改善策を提示し大学入試センターの承諾を得ること。

5.2. 基本要件

- (1) 受注者は、契約後、直ちに作業実施計画書(全体工程表、作業体制表等を含む。)を提出すること。なお、作成にあたっては大学入試センターと十分に協議のうえ、承諾を得ること。
- (2) 本システムの運用開始日は、平成28年8月1日とする。

本仕様書で要求する全機能について、大学入試センターが指定する設定を完了させ、運用開始日から利用できること。運用開始日になっても利用できない場合は、代替機能を受注者の

負担で提供すること。

(3) 本システムの構築環境(作業場所、電源設備等)は、受注者の負担、責任において用意すること。

(4) 本システムの導入に伴って別途機器等が必要な場合は、受注者が負担すること。

(5) 本システムを大学入試センターネットワークに接続する際は、大学入試センターの指示する方法で行うものとし、必要な UTP ケーブルや光ファイバは、受注者が準備すること。

なお、UTP ケーブルはカテゴリ 6 以上のケーブルとすること。

(6) 受注者は施行にあたり、法令に定められた手続きが必要な場合、関係各所に対し必要な手続きを行うこと。また、手続き完了後は大学入試センターに報告すること。

(7) 工事が発生する又は導入機器及び必要な資材の搬入を行う場合は、その一週間前までに詳細な施行及び作業内容、範囲、作業名、スケジュール及び使用車両を大学入試センターに報告し、承諾を得ること。また大学入試センターが行うべき作業がある場合には、これを明示すること。

(8) 納入物品は全て必要な環境構築及び設定がされていること。

(9) 受注者は、本調達機器等の事前稼働検証、搬入・設置、各種ソフトウェアのインストール及び環境設定、動作確認、教育、研修、機器等の撤去・搬出等を行うにあたり、当該各作業の実施前に大学入試センターとの調整の十分な時間的余裕をもって、各作業の実施等に関する工程表を作成し、大学入試センターと打ち合わせを行うこと。本作業の実施にあたって、既存本番システム・業務に影響を与えないこと。また、切替えにあたって、大学入試センター職員の負担を軽減する方策を検討すること。

(10) 本仕様書に明記されていない事項であっても、本システムが正常稼働するために必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。また、運用管理業者との必要な調整等も、本調達範囲とする。

(11) 本仕様書に基づく作業を実施するにあたり、運用管理業者の協力を得る場合は、大学入試センターと協議し、受注者の責任と負担において実施すること。

(12) プロジェクトマネージャは、業務の進捗状況全体を把握し、大学入試センターに対して内容及び結果を大学入試センターの指定する頻度で定期的に報告すること。また、大学入試センターからの業務等に対する問い合わせに対し、プロジェクトマネージャは速やかに対応するとともに、各工程の終了時においては、作業結果について大学入試センターの承諾を得ること。

(13) 大学入試センターから受注者に対する指示、協議申し出は、全てプロジェクトマネージャを通じて行うものとする。

(14) 本調達におけるシステム構築作業により、本調達外の稼働中の機器及びシステムに影響を与えた場合は受注者の責任と負担において対処すること。特に、運用管理業者に対して本作業に起因して発生した作業を依頼する場合は、大学入試センターと協議し、受注者が費用を負担すること。

(15) 本システム導入にあたり、「行政機関の休日に関する法律」に定める休日を利用する等、極力大学入試センター職員の業務が停止しないよう、実施すること。

(16) 本システム導入にあたり、大学入試センターネットワーク等の停止が伴う場合には、原則、平日 9:00 から 18:00 以外の間で実施することとする。また、事前にその工程及び方法について大学入試センターの承諾を得ること。なお、大学入試センターネットワーク等の停止が許容されない場合がある為、担当者と協議のうえ日時を決定すること。

(17) 本システム導入にあたって、既存環境に設定、ツール等のインストールが必要となる際には、大学入試センター及び運用管理業者に設計等の情報を開示するとともに、大学入試センターの指示に従うこと。

(18) 調達するソフトウェアは、原則日本語版であること。

(19) 本調達機器等については、仕様を満たす増設機器(メモリ及びハードディスク等)を全て本調達機器等に取り付けた形で正常動作の確認を行った後に納入すること。

(20) 本調達機器等については、各々の納入場所における調整を行い、正常に動作することを確認すること。また、導入した本システムが大学入試センターネットワークや WAN 回線と連携して動作し、大学入試センター職員が使用している既存システムやアプリケーションが問題なく動作することを確認すること。なお、大学入試センターネットワークや WAN 回線等、本業務を遂行するにあたり必要な詳細設定情報については、本業務の契約締結後に大学入試センターより提示する(ただし、詳細設定を含まない資料の閲覧を希望する場合、「8.5. 留意事項」のとおりとする。)

(21) 受注者は、マルチベンダ構成により調達を行う場合、納入及び運用を確実に実現するため、関係する業者間で十分な合意を得るとともに、その実施のための体制を整備し、大学入試センターに報告すること。

(22) 業者間の各種調整等については、受注者の責任と負担のもとに実施することとし、本システム導入にあたり、その調整等による不都合、負荷等が発生しないようにすること。

5.3. 設計・構築

本調達に伴い、以下の作業を含むシステム設計・構築を受注者の責任と負担において実施すること。

- (1) 本調達に係る本システムが、円滑かつ迅速に導入され、かつ運用されるよう設計を行うこと。
- (2) 可用性設計等システム設計・ストレージ設計・バックアップ設計・リストア設計・UPS 導入設計等を実施すること。また、各設計にて作成したドキュメントは、大学入試センターの承認を得て納品すること。
- (3) その他、設計に基づき、本システムの構築を行うこと。
- (4) 本調達に係る本システムにて調達した機器の組立・調整を実施すること。
- (5) 大学入試センターの指示する場所に搬入・設置を行い、梱包箱・残ケーブル等当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、運用開始日以前に当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、大学入試センターの指示に従って移設等を行うこと。
- (6) 調達した機器を大学入試センターネットワークに接続するための LAN ケーブル等の敷設を実施すること。調達した機器は、職員と合意したネットワーク接続以外の接続を行わないこと。
- (7) 大学入試センターネットワークのネットワーク機器、サーバ及びアプライアンスに適正な設定・構築を行うこと。
- (8) 既存機器の設定変更が必要となる際、大学入試センター及び運用管理業者との各種調整や協議等を受注者の責任と負担において行うこと。
- (9) 大学入試センターネットワークの安定した稼働及び業務の継続に影響を与えないよう、安全で確実な導入計画を策定すること。
- (10) 大学入試センターと協議のうえ、導入計画書を作成し、承諾を得ること。
- (11) 導入準備、導入作業及び検証の手順等を示した導入手順書を作成すること。導入作業の手順には、各作業が正しく行われていることの確認を含めること。
- (12) 上記導入手順書を基に本システムの導入作業を実施すること。
- (13) 大学入試センターの承諾した日時を除き、大学入試センターネットワーク等の全サービスを停止することなく、導入作業を行うこと。
- (14) 大学入試センターネットワークのサービス停止が避けられない場合は、一般利用者への影

響を最小限に抑えるため、平日勤務時間外、土日及び休日を作業実施日として検討し、大学入試センターの承諾を得ること。

(15) 本作業により、稼働中の大学入試センターネットワーク等に影響を与えた場合は、受注者の責任と負担において対処すること。特に、運用管理業者に対して、本作業に起因して発生した作業を依頼する場合は、協議を行い、原則として受注者が費用を負担すること。

(16) 導入の際に、大学入試センターネットワークに連携する各システム等に影響を及ぼす場合は、事前に大学入試センターに連絡すること。

(17) 導入のために機器等の追加が必要な場合は、受注者の負担において準備し、作業終了後に撤去すること。

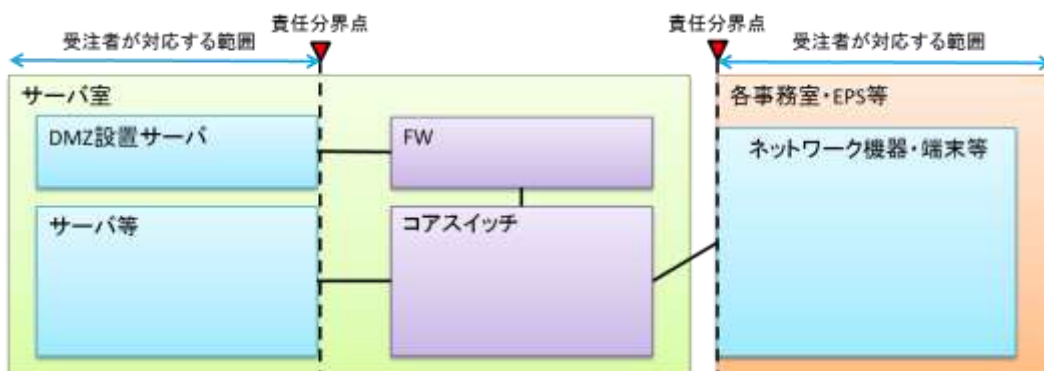
第6章 その他特記事項

6.1. 応札者としての条件

応札者は、民間競争入札実施要項「4 入札参加資格に関する事項」に掲げる条件を全て満たすこと。

6.2. 責任範囲

受注者の責任範囲は下図の通りである。



受注者は上記対応範囲内の機器の正常動作に責任を持ち、また、「2.2. 業務システムの概要」で示している本調達以外の設置機器との正常な接続に努めること。

第7章 契約条件等

7.1. 秘密保持

(1) 受注者は、履行期間中はもとより履行期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た大学入試センターに係る情報を第三者に開示又は漏洩^{ろうえい}しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。

① 受注者において秘密情報に関する目的外の利用、不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生したとき、又はその恐れがあると認められるとき(第三者から通報があった場合を含む。)は、当該事故の発生の有無、その範囲及び発生原因の如何に関わらず、受注者は直ちにその旨を大学入試センターに報告し、大学入試センターの指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。

また、当該措置を講じた後直ちに当該事故の経緯及び応急措置の結果並びに事故再発防止策を書面により大学入試センターに報告しなければならない。

② 前号の事故が受注者による本覚書の違反に起因する場合において、大学入試センターが当該事故により費用を支出し又は損害を被ったときは、大学入試センターは受注者に対し、賠償を請求することができる。

③ ①の事故が受注者の本調達の違反に起因する場合は、受注者は②ほか、当該事故の拡大防止や收拾のために必要な措置について、大学入試センターの指示に従うものとする。

(2) 大学入試センターが提供する資料は原則貸し出しとし、大学入試センターの指定する日までに返却すること。当該資料は複製してはならず、原則として第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。

(3) 上記(1)の情報及び(2)の資料を第三者に開示することが必要となる場合は、事前に大学入試センターと協議のうえ、大学入試センターの承諾を得ること。

(4) 大学入試センター内で本調達でのシステム構築・作業に従事する受注者は、以下の内容を履行すること。

① 大学入学志願者でないこと。また、大学入学志願者の有無に関わらず、親族内に高等学校在籍中の子や兄弟姉妹等がないことを確認し、業務開始日までに大学入試センターに確認書を提出すること。

② やむを得ず受注者内のパソコン等の電子機器類(付属品含む)を持込む場合には、目的などやその機器にインストールされている全てのソフトウェア名称等を記載した確認書(持込み/持出し)を大学入試センターにあらかじめ提出し、承認を得ること。

③ 導入・設置(データ移行等)に伴い、個人情報等を漏らさないこと。また、大学入試センターの建屋内や執務室、電算機室内の撮影は許可しない。なお、執務室での覗き見などの行為が見られた場合には、当該担当の交代などの措置を受注者は講じ、再発防止策を書面により大学入試センターに報告すること。

7.2. 情報セキュリティの確保

本調達機器等について、セキュリティを確保するために受注者は以下の作業を実施することとし、発生する費用は本調達に含まれるものとする。また、実施した作業内容については履歴(作業日、作業をおこなった機器、作業内容、作業者を含む)を残すこと。

(1) 本調達に係る業務を行う事業者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、大学入試センターから求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

本体制における実務担当者には、「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律90号)に基づき行われる情報処理技術者試験のうち、情報セキュリティに関する資格を有する者若しくは同等の知識及び技能を有することを自ら証明できる者を含むこととし、当該者については、継続して新たな知識の補充を行うことに配慮すること。

(2) 本調達に係る業務の実施のために大学入試センターから提供する国の安全に関する重要な情報その他当該業務の実施において知り得た国の安全に関する重要な情報については、情報のライフサイクルの観点から管理方法を定め、その秘密を保持し、また当該業務に目的以外に利用しないこと。

(3) 本調達に係る本システムにおいて以下のセキュリティ機能を具体化し、実装すること。

- ① 本調達に係る情報システムにて使用するウィルスチェック対策機能。
- ② 本調達に係る情報システムへのアクセスを業務上、必要な者に限るための機能。
- ③ 本調達に係る情報システムに対する不正アクセス、ウィルス・不正プログラム感染等インターネットを経由する攻撃、不正等への対策機能。
- ④ 本調達に係る情報システムにおけるセキュリティ事故及び不正の原因を事後に追跡するための機能。

(4) 本調達に係る情報システムの構成における以下の脆弱性^{ぜいじやくせい}対策を実施すること。

- ① 構築する情報システムを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。
- ② 脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。
- ③ 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を納品時に大学入試センターに報告すること。

(5) 本調達に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告するとともに情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに大学入試センターに報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ① 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める大学入試センターの情報の外部へ

の漏えい及び目的外利用。

② 受注者による大学入試センターのその他の情報へのアクセス。また、被害の程度を把握するため、受注者は必要な記録類を契約終了時まで保存し、大学入試センターの求めに応じて成果物と共に大学入試センターに引き渡すこと。

(6) 受注者の講ずる情報セキュリティ対策が大学入試センターの所有するポリシー等の基準を満たしていない場合には、受注者は、大学入試センターと協議のうえで追加的なセキュリティ対策を講ずること。

(7) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、大学入試センターが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、大学入試センターがその実施内容(監査内容, 対象範囲, 実施等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(大学入試センターが選定した事業者による監査を含む)。

受注者は、予め情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示すること。

また、受注者は自ら実施した外部監査についても大学入試センターへ報告すること。

(8) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

7.3. 瑕疵担保責任

納入日から起算して1年以内に本調達機器等の設計・設定及びこれらに搭載されるソフトウェアに瑕疵のあることが発見された場合には、受注者は大学入試センターの請求により他の正常な機器等と引き換え又は修理し、又はその瑕疵によって生じた損害を賠償すること。なお、それ以上の保証期間の明記があるものは、当該期間の保証義務を負うこと。

7.4. 賠償・復旧

本業務に起因して、正常な使用状態で大学入試センターの他の機器及び本システムに不具合が発見された場合は、受注者の責任と負担で復旧のための措置を迅速に実施すること。

(1) 検収後、賃貸借期間中は、サーバ及びネットワーク関係機器が正常な使用状態で不具合が発見された場合には、受注者において無償にて迅速にシステム(ソフトウェア、ハードウェアを問わず)の修正及び調整を行い正常に使用できる状態に戻すこと。なお、修正したプログラムや設定に関するドキュメントを修正して提出すること。

(2) 調達物品の導入に際しては、大学入試センターの施設設備に損傷を与えることがないように充分注意するとともに、搬入時には受注業者が必ず立ち会うこと。損傷を与えた場合には、原状に復すること。また、設置に関しては、受注業者と大学入試センターの担当者と充分協議の上決定するとともに作業完了後は報告書を提出すること。

7.5. 個人情報保護法に関する事項

受注者は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」又は、当該法律を遵守するために受注者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

7.6. 第三者への請負, 著作権等

(1) 受注者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を請負等により第三者に実施させてはならない。ただし、次の場合においてはこの限りではない。

① 受注者が、書面により請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲・請負等の必要性・請負等の金額等を事前に大学入試センターに申請し、その承諾を受けた場合。なお、請負等の内容を変更しようとする場合も同様とする。

② 受注者がコピー・ワープロ・印刷・製本・トレース・資料整理・計算処理・翻訳・参考書籍等の購入・消耗品購入・会場借上等の軽微な業務を請負等しようとする場合。

(2) 上記に基づき、第三者に業務を請負等する場合は、「7.1.秘密保持」に従いその者に対し、秘密の保持を同様に請負契約等において課すこと。

(3) 受注者及び請負等を受けた第三者は、大学入試センターが保有する情報セキュリティポリシー等(以下「ポリシー等」という。)を遵守しなければならない。また、大学入試センターの保有するポリシー等については、「7.1.秘密保持」に基づき、その内容を秘密にする措置をとらなければならない。

(4) 受注者が上記(1)に基づき第三者に請負等する場合において、請負等を受けた第三者が更にその業務の一部を請負等する等複数の段階で請負等が行われるときは、予め当該複数段階の請負等を受ける業者の名称・住所・請負等の業務の範囲を記載した書面(履行体制に関する書面)を大学入試センターに提出しなければならない。当該書面の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(5) 受注者が上記(1)に基づき第三者に業務を請負等する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。なお、再々請負等の場合も同様とする。

(6) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて納入場所の環境について事前に確認を行うこととし、大学入試センターの業務に極力支障が生じないよう計画し実施すること。また、運用管理業者、大学入試センターの他の現行システム請負業者等関係者との連携・協力を図りつつ大学入試センターネットワーク及び関連する各種システムの円滑かつ安定的な稼働に支障を来すことのないよう業務を実施すること。

(7) 試験計画書に基づき、総合試験を実施する際に使用する試験用データは、受注者において準備すること。なお、運用管理業者の協力が必要な場合は大学入試センターと協議し、原則として受注者の責任と負担において行うこと。

(8) 本業務の実施に必要となる工業所有権及び著作権等については、全て受注者の責任において当該工業所有権及び著作権等の使用に必要な費用を負担し、使用承諾等に係る一切の手続きを行うこと。

(9) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら大学入試センターの責めに帰す場合を除き、受注者の責任と負担において一切の処理をすること。

(10) 本業務の実施に伴い、本調達機器等の搬入・設置・修理・交換等物理的作業の実施にあたって大学入試センターの敷地内の作業場所を使用する場合は、事前に大学入試センターに申請しその承諾を得なければならない(ただし緊急に措置しなければならない場合を除く)。その場合、受注者は作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法・労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図り作業すること。当該作業に伴い必要となった養生品・梱包箱等で当該作業の後不要となるものは、受注者の負担で速やかに撤去すること。

(11) 既設建物(特に室内装飾)を汚損又は破損しないように細心の注意をもって行うこと。また、受注者の責めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等は全て受注者の負担とする。

(12) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに大学入試センターと協議のうえ、解決に向け両者とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。

(13) 本仕様書に記載なき事項でも、本システムの構築・稼働・運用に必要と認められる事項は、大学入試センターと協議のうえ、実施すること。

(14) 受注者は、大学入試センターとの協議の結果(所謂議事録を意味)を協議の都度作成し、文書あるいは電子メール等にて4日以内に提出し、大学入試センターの承認を得ること。

第8章 提案書記載要項

8.1. 概要

(1) 応札者は、本提案書記載要項に基づき、本調達を履行する能力があることを、提案書における具体的な記載によって証明すること。提案内容が要求要件を満たしているか否かの判定は、大学入試センターにおいて、提出資料の書面により行なう。

8.2. 記載に際しての基本要件

(1) 提案書は、単なる意思表示ではなく、提案するシステムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに詳細且つ具体的に解かりやすく専門用語を用いず、図解や資料を添付する等して説明すること。

また、以下についても明記すること。

①運用に関する要員に対する日々の運用管理業務及び、障害発生時の一次対応方法等についての教育、研修計画

②一般利用者に対する端末側における基本的な使用方法(OS, オフィス, グループウェア等)についての教育、研修計画

(2) ハードウェア及びソフトウェア構成一覧には、機器毎の名称、バージョン名、ライセンス数、機能及び概要を明記すること。

(3) ネットワーク、ハードウェア(サーバ等)、OS、ミドルウェアの選定・構築方法を標準化した、システム・インフラの選定・構築方法論(IT インフラ構築における方法論)を応札者自身が有し、システム・インフラの設計において属人性を排除したインフラ構築が可能であることを具体的(特殊な技法やフレームワークを利用せず、最終的には完成図書を見れば誰もが分かるような内容であること。)に記載すること。

(4) 提案する調達物品には、納入期限までに製品化またはバージョンアップを予定している製品を含めてもよい。

ただし、納入期限までに製品化またはバージョンアップされ、仕様書に記載する技術的要件を全て満たすことが可能である旨を示す書類を提出すること。

(5) 提案する調達物品に他社製品を含めてもよい。

ただし、他社製品を含める場合は代理店証明またはそれに相当する書類を提出すること。(他社製品の保守管理についても自社製品と同様に品質責任及び保守責任を持つこと。)

(6) 本仕様書は、本調達の履行に最低限必要とされる要件を示したものである。

従って、仕様書の要件を全て満たしたうえで、仕様書に記載されていない事項であっても、本調達の履行にあたり、必要と思われる事項については提案書に記載すること。

(7) 保守体制・サービスを具体的に提案すること。

(8) 提案書において記載された内容は、本調達範囲に含むものとする。

8.3. 提案必須項目

(1) 本調達の基本方針

本件の業務目的、業務内容を踏まえ、受注者が本調達に対応するにあたっての受注者の基本方針を具体的に記載すること。

(2) 機能要件に関する提案

「3. 情報システムの要件」における下記の要件について、項目毎に提案内容を具体的に記載すること。

- ① 提案する機器構成について、構成品一覧を提示すること。(メーカー型番が分かる品目表を提出すること。)
- ② 可用性を確保するために、直接的にユーザサービスに関わる機器は二重化構成とし、単一障害点(SPoF)が無い設計とすること。
- ③ 電源容量計算を提案書に記載すること。

(3) 役務作業要件に関する提案

「5. 役務作業要件」における下記の要件について、業務の実施方法等を創意工夫し、各項目に提案内容を具体的に記載すること。

- ① 大学入試センターネットワークの安定した稼働及び業務の継続に影響を与えないよう、安全で確実な導入計画を策定すること。
- ② 運用管理業者に対する教育・研修等には、本調達システムの利用において、大学入試センターの業務が滞りなく継続できるような運用を可能とする内容を含んだトレーニングを提案し、実施すること。

(4) 作業体制、応札者条件に関する提案

- ① 「5.1. 作業体制の条件」に示す各要件について、必要な資格・実績等を具体的に記載し、証明書の写し等を添付すること。
- ② 「6.1. 応札者としての条件」に示す各要件について、必要な資格・実績等を具体的に記載し、証明書の写し等を添付すること。

8.4. 提案書作成要領

(1) 提案書の印刷書式は、原則としてA4判縦長・横書きとし、10.5pt以上のフォントサイズで作成すること。ただし、図表等についてはA3判も可とする。添付する説明資料やパンフレット等がある場合には、この限りではない。

(2) 提案書本文は日本語で記載し、分かりやすい構成を心がけ、目次及び通しのページ番号を付与すること。なお、必要に応じて用語解説等を添付すること。

(3) 応札者の名称, 所在地, 代表者氏名等を記載すること。

(4) 提案した製品や提案書内容等に対する照会先(連絡担当者名, 所属, 電話番号, ファクシミリ番号, E-mail アドレス)を記載すること。また, 問い合わせやヒアリングを行うことがあるので, 問い合わせに対する体制を整えておくこと。

8.5. 留意事項

(1) 提案に係る経費は, 応札者の負担とする。

(2) 提出された提案書について, 照会や資料要求を行うことがある。

(3) 仕様要件を満たしていないと大学入試センターが判断した場合には, 応札できないものとする。また, 一旦提出された提案書の差し替えや再提出は, 一切認めない。

(4) 本調達に係る資料(既存環境における「機器一覧」, 「全体概要図(詳細設定情報を含まないシステム構成図, ネットワーク構成図等)」)の閲覧については落札者に対し, 閲覧を許可する。但し, 応札者の現地視察については, 本調達の入札公告期間中に限り, 大学入試センターが指示する日時及び場所において視察を認める。

(5) 提案された内容等について, 大学入試センターの技術審査職員に対する説明会を実施する場合があるので対応すること。なお, 説明会の日時及び場所については, 大学入試センターの所管部門から連絡する。

第9章 提出物

応札者は以下の書類を紙媒体で5部, 電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で2部提出すること。

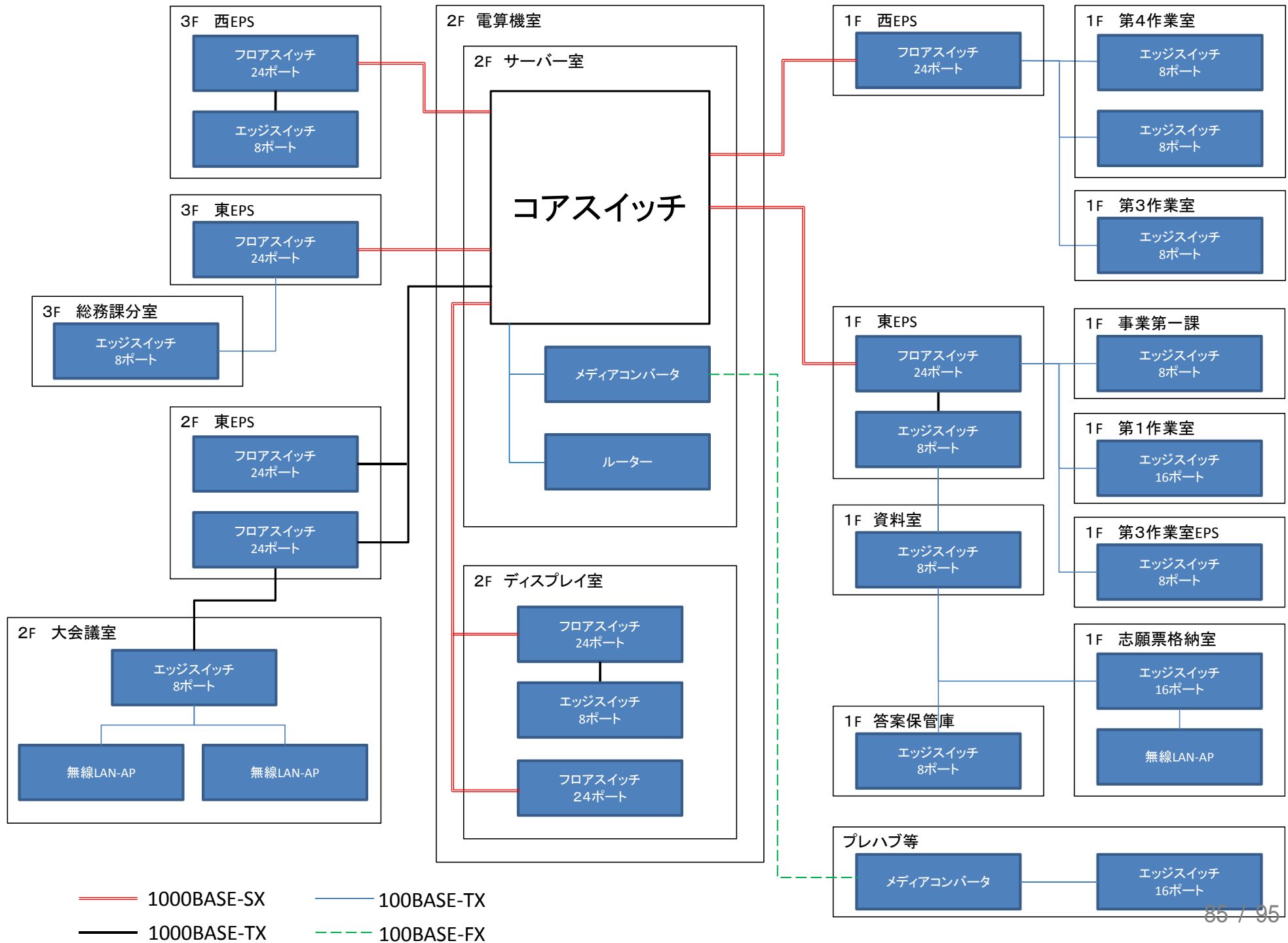
(1) 機能証明書

実現可否を追記のうえ, 適合表として提出すること。

(2) 提案書

「8. 提案書記載要項」の記載内容に従い, 実現する提案を具体的に記載すること。

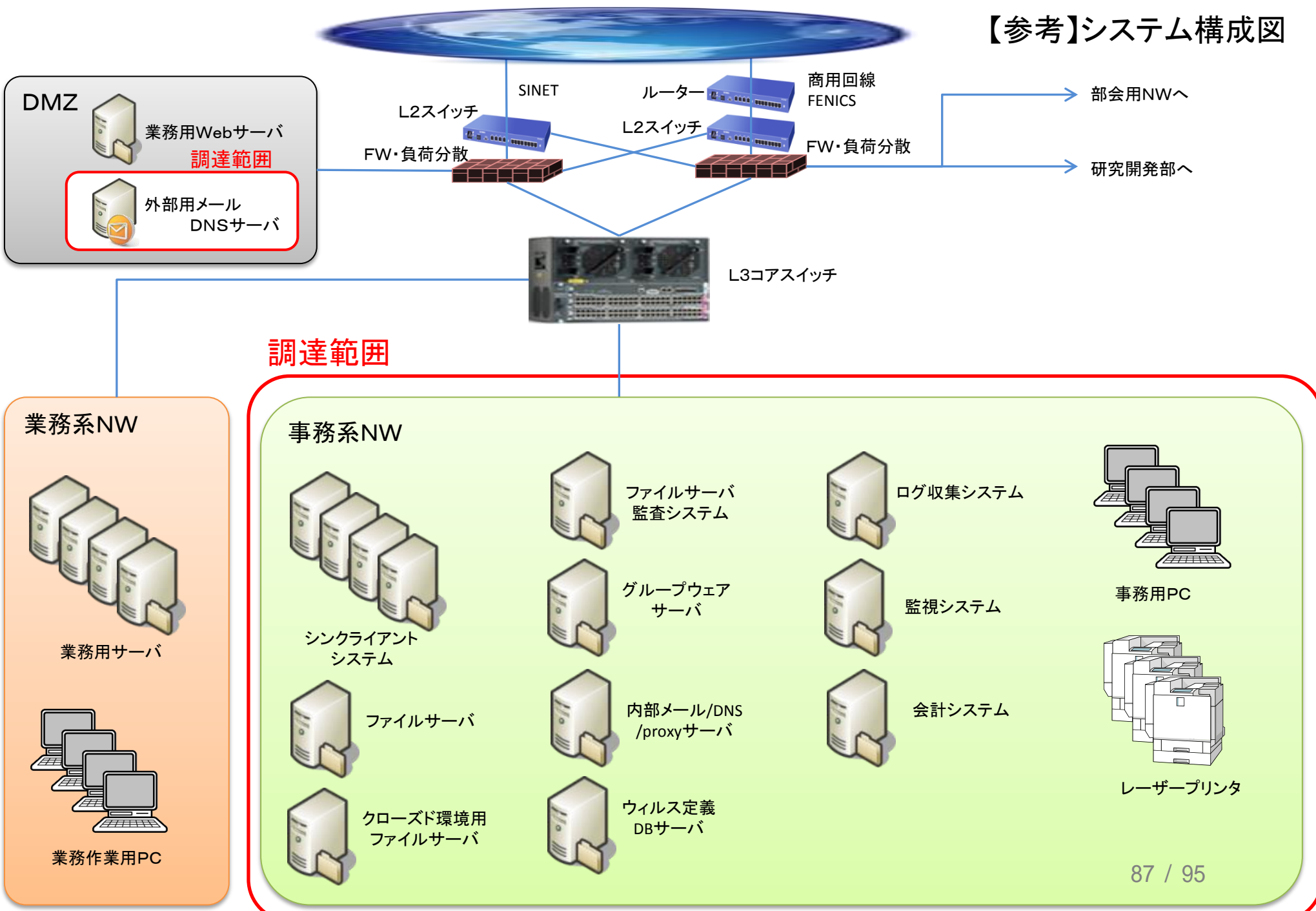
別紙資料1 ネットワーク配線図



別紙資料2_既設プリンタ等一覧

メーカー	機種名
NEC	PR D750/210
エプソン	EP-806AB
エプソン	LP-S3000
沖電気	OKI C510
キャノン	MF6700
キャノン	LBP 3910
キャノン	LBP 5500
キャノン	LBP 5700
キャノン	LBP 5800
キャノン	LBP 6340
キャノン	LBP9200C
ゼロックス	ApeosPortIV C4475
ゼロックス	ApeosPortIV C7780

【参考】システム構成図



調達範囲

業務系NW



業務用サーバ



業務作業用PC

事務系NW



シンクライアントシステム



ファイルサーバ



クラウド環境用ファイルサーバ



ファイルサーバ
監査システム



グループウェア
サーバ



内部メール/DNS
/proxyサーバ



ウィルス定義
DBサーバ



ログ収集システム



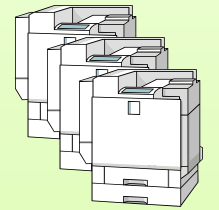
監視システム



会計システム



事務用PC



レーザープリンタ

業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務
総合評価基準書

平成28年 月

独立行政法人大学入試センター

1 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当センターの CIO 補佐官に意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（総合評価基準書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分 = 1：1

総合評価点 = 価格点(1,000点満点) + 技術点(1,000点満点)

2 決定方法

「業務用電子計算機システム用機器借上げ及び運用支援業務仕様書」の評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

3 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

価格点 = (1 - 入札価格 ÷ 予定価格) × 1,000 点

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として 250 点を与える。

(イ) 「合格」した提案書について、技術審査職員が加点部分の評価を行う。

なお、各技術審査職員が行う加点部分の評価は、以下の評価基準に基づき点数化する。確定した採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

① 評価基準

評価	評価基準
○	提案内容が優れている。
△	提案内容が標準的である。
×	要件は満たしているが、加点すべき要素がない。

②配点表

評価	最大加点				
	10点	20点	30点	40点	50点
○	10	20	30	40	50
△	5	10	15	20	25
×	0	0	0	0	0

(7) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$\text{技術点} = \text{基礎点 (250点)} + \text{加点 (750点)}$

【別表】評価項目一覧

企画書の目次			評価項目の内容	評価の観点	評価種別	加点	企画事項番号
大項目	中項目	小項目					
1. 組織体制に関する基本的な評価項目							
(1) 組織体制・人員配置の整備							
	組織体制・人員配置の整備	ア 本業務遂行に足る体制の提案であること。十分な経験・知識・技能・実績・資格をもった要員を適正な人数で編成していること。	基本的な実施体制	必須	50		
		イ プロジェクトマネージャーは十分なコミュニケーション能力をもつだけでなく、適切な方法論やツールを用いて円滑・確実にプロジェクトを推進できるか。	能力・実績	任意	30		
		ウ 専門技術スタッフのバックアップをとる体制となっているか。	バックアップ体制	任意	30		
		エ センターとの連絡調整をスムーズに行うことが可能な提案となっているか。	体制の柔軟性	任意	30		
(2) 導入実績							
	同等規模のシステムの導入実績	ア 過去3年以内に同等規模のシステムの導入実績があるか。	基本的な実績	必須	30		
		イ 過去3年以内に、本調達において提案するシンククライアントシステムと同方式のシステムの構築（設計、開発及び導入）及び保守業務を導入し、かつ業務を成功裏に遂行した実績を有しているか。	実務実績	任意	30		
2. 提案仕様への評価項目							
(1) 導入機器等							
	① 導入機器等	ア 導入機器は、仕様を満たす提案となっているか。	導入機器の仕様	必須	50		
	② 障害対策	イ 導入機器等について冗長化構成とする等、トラブル、エラーによる運用停止等の障害を最小限に抑える提案となっているか。	障害対策	任意	50		
		ウ 故障発生率が高いと考えられる機器・部品等については代替品を常備し、ハードウェアトラブルによる運用停止等の障害を最小限に抑える提案となっているか。	障害対策	任意	50		
	③ シンククライアントシステム	エ シンククライアント端末は電源投入後30秒以内にログオン画面を表示可能なこと。	シンククライアントの性能	任意	20		
		オ 仮想PC一台当たり通常のパーソナルコンピュータに換算し、8GB以上のメモリを搭載していること。	シンククライアントの性能	任意	20		
		カ RDPだけでなく複数のプロトコルを使用して、接続元端末のドライブや共有フォルダ情報を仮想デスクトップ・アプリケーション環境に共有可能とすること。	シンククライアントの性能	任意	20		

企画書の目次			評価項目の内容	評価の観点	評価種別	加点	企画事項番号
大項目	中項目	小項目					
			キ シンククライアントシステムストレージについて、仮想化環境に最適化されたストレージを導入すること。	シンククライアントの性能	任意	20	
			ク シンククライアントシステムを構成するサーバの管理において、サーバの実装イメージに合わせたグラフィカルな形式で故障・異常箇所を表示できること。	シンククライアントの性能	任意	20	
	④	ファイルサーバ	ケ ネットワーク処理とファイルシステム処理を一体化することにより高速処理を行えること。	ファイルサーバの機能	任意	20	
			コ 故障（予兆）を検出した場合、そのディスクドライブから、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後にホットスペアディスクドライブを自動的にRAIDグループに組み込み、障害予兆が検出されたディスクドライブをRAIDグループから切離す機能を有すること。	ファイルサーバの機能	任意	30	
			サ 共有・スナップショット領域が4TBを超えること。	ファイルサーバの機能	任意	20	
			シ サービス停止を伴うフォーマット等を行わずに容量の増減を動的に行えること。	ファイルサーバの機能	任意	20	
	⑤	クローズド環境用ファイルサーバ	ス ネットワーク処理とファイルシステム処理を一体化することにより高速処理を行えること。	クローズド環境用ファイルサーバの機能	任意	20	
			セ 故障（予兆）を検出した場合、そのディスクドライブから、冗長性を維持した状態でホットスペアディスクドライブへデータを自動コピーし、コピー完了後にホットスペアディスクドライブを自動的にRAIDグループに組み込み、障害予兆が検出されたディスクドライブをRAIDグループから切離す機能を有すること。	クローズド環境用ファイルサーバの機能	任意	30	
			ソ サービス停止を伴うフォーマット等を行わずに容量の増減を動的に行えること。	クローズド環境用ファイルサーバの機能	任意	20	
	⑥	サーバ共通	セ サーバの管理において、サーバの実装イメージに合わせたグラフィカルな形式で故障・異常箇所を表示できること。	サーバの機能	任意	20	
			ソ グループウェアサーバ・プロキシサーバ・DNSサーバ・メールサーバ・ウィルス定義DBサーバについて、仮想環境で構築すること。	サーバの機能	任意	10	
	⑦	ファットクライアント端末	タ 補助記憶装置としてSSDを有すること。	ファットクライアントの性能	任意	10	
	⑧	モノクロカット紙レーザープリンタ	チ ファーストプリントタイムが6秒以内であること	プリンタの性能	任意	10	

企画書の目次			評価項目の内容	評価の観点	評価種別	加点	企画事項番号
大項目	中項目	小項目					
	(2)	教育・研修					
		教育・研修	ア 一般利用者及び、運用に関する要員に対する教育・研修の計画は仕様を満たす提案となっているか。	基本的な教育・研修計画	必須	20	
			イ 一般利用者に対する教育・研修について、教育内容、研修回数について積極的かつ具体的な提案となっているか。	綿密な教育・研修計画	任意	20	
			ウ 運用に関する要員に対する教育・研修について、教育内容、資料について積極的かつ具体的な提案となっているか。	綿密な教育・研修計画	任意	40	
	(3)	保守・移行					
	①	システム保守	ア 導入するシステムの保守について、仕様を満たす提案となっているか。	基本的な保守	必須	30	
			イ 予防保守として行う定期点検について、網羅的かつ効率的に実施される提案となっているか。	綿密な保守	任意	20	
			ウ 障害発生時の対応について、仕様書にある必須要件の他に、対応可能な時間の提案となっているか。	綿密な保守	任意	20	
	②	データ移行	エ データの移行について、仕様を満たす提案となっているか。	基本的な移行	必須	30	
			オ 日々、当センター内外からの利用があるシステムであるということを踏まえ、確実かつ迅速な移行提案となっているか。	綿密な移行	任意	30	
	(4)	セキュリティ					
		セキュリティ	ア 導入機器等のセキュリティは、仕様を満たす提案となっているか。	基本的なセキュリティ	必須	40	
			イ 導入等の作業時において、相互監視、監査等の機構を用いて、情報漏えいや不適當なアクセスを防止する仕組みの提案となっているか。	万全なセキュリティ	任意	30	
	(5)	環境への配慮					
		環境及びリサイクル対策	ア 導入機器等の環境及びリユース・リサイクル対策は、仕様を満たす提案となっているか。	基本的な環境への配慮	必須	20	
			イ 技術進歩や社会的な事情も勘案し、省エネルギーが実現できる提案となっているか。	綿密な環境への配慮	任意	20	
			ウ 上記のほか、環境負荷の低減に資する提案となっているか。	綿密な環境への配慮	任意	20	
合計 (得点)					-	1000	-